

会 議 会 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	平成26年12月8日 (月) 午前 9時30分 開会 午後 2時00分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (7 人)	石川 節治 小林 京子 安藤 玄一 橋田 夏枝 山本 一恵 山田 昌紀 国島 正富
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (1 1 人)	副市長 (宍戸晴一) 保健福祉部長 (坂間敦) 子ども部長 (吉野富夫) 障害福祉課長 (佐伯明) 子育て支援課長 (古清水千多歌) 子育て支援課子ども子育て制度計画担当課長 (大山剛) 保育課長 (齋藤浩人) 障害福祉課主査 (目黒亜希子) 子育て支援課子ども子育て制度計画担当主査 (佐野淳一) 子育て支援課主任主事 (佐藤利明) 障害福祉課主事 (山口恵理那)
7 傍 聴 者	1 人
8 事 務 局	参事(兼)次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第41号 伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の制定について
結 果 可 決

午前9時30分 開会

○委員長【石川節治議員】 ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで執行者側から宍戸副市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副市長【宍戸晴一】 おはようございます。委員会の冒頭、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご審査いただきます各議案につきましては、9月の定例会に続きまして、来年4月から施行されます子ども・子育て支援新制度に関する条例の制定及び一部改正を中心とするものでございます。子ども・子育て支援制度につきましては、国におきます関連政令の制定等が大分大幅におくれておりまして、また、その中で、ここでまた消費税率の引き上げの先送りといったことの中で、将来的な財源確保の見通しなどの面で、やや不透明さも増してございますけれども、市といたしましては、制度が来年4月から施行されるということを前提といたしまして、それに向け市として定めなければいけない制度を整えていく必要がございます。そのために、今回、各議案を提案をさせていただいております。出席いたしました職員、極力的確にお答えできるように努めてまいりますので、ご審査の上、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長【石川節治議員】 ここで、子ども部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○子ども部長【吉野富夫】 おはようございます。本日お配りをいたしました平成26年12月議会第42号議案質疑関連資料をごらんをいただきたいと思います。こちらの資料につきましては、12月3日の本会議での第42号議案の審議の際に、笠原議員のほうからご質疑がございました2号認定、3号認定の短時間認定の割合についての資料がなかったため答弁できませんでしたので、本日、資料を配らせていただきました。2号認定が51人、3号認定が106人ということで、割合は6.3%と17.1%になります。ご確認をいただきたいと思います。なお、他議員につきましては、きょうの常任委員会終了後に配付をさせていただくという予定になってございます。

以上でございます。

○委員長【石川節治議員】 それでは「議案第41号、伊勢原市放課後児童健

全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案につきましては、本会議の際、細部にわたって説明がされておりますので、直ちに質疑に入ります。

なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には3項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、議案第41号について質問いたします。

児童コミュニティクラブの対象学年が小学校6年生まで拡大されましたけれども、第9条の面積の基準、児童1人当たり1.65㎡は、これまでのガイドラインと変わらない面積ですけれども、この面積について、どのように考えているのでしょうか。1点、まずお願いいたします。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 山田委員のご質問にお答えさせていただきます。

児童コミュニティクラブの面積基準につきましては、厚生労働省令の基準を参酌いたしまして、児童1人当たりの面積をおおむね1.65㎡以上と決めました。国の基準の考え方でございますが、面積は、これまでのガイドラインと同様の基準となっております。これは、児童が横になれるスペースとして、1人当たり約畳1畳分の面積を目安に定められているものと承知しております。本市の基準につきましても、国の考え方に準じて定めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員【山田昌紀議員】 ありがとうございます。

同じく面積について、もう1点お聞きいたします。児童コミュニティクラブの多くが、小学校の空き教室を活用して実施していることは認識しております。教室の面積というのは、基準を満たしているのでしょうか。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 本市の児童コミュニティクラブの多くが小学校の空き教室を活用しているということで、面積でございますが、教室の面積は、平均で約63㎡、基準を当てはめますと、1教室当たり37人から38人の児童を預かれるという面積を確保している状況でございます。1つの単位で40人の登録があるクラブにつきましても、平均出席率が約70%ということをお断りいたしますと、出席児童に対する面積基準は満たしているものと考えております。

以上でございます。

○委員【安藤玄一議員】 第5条の第7項なんですけれども、「放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない」とありますが、この「自ら評価を行い」という評価については、どのような評価方法を行って、また、公表というのは、どこへ公表するのでしょうか。お聞かせください。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第5条第7項の評価及び公表の関係でございますが、どのような評価ということですが、これは、特に基準は決まっております。基本的には、児童コミュニティクラブの子どもの安全性の確保ができているか、適切な指導ができているかということを見ずから評価していただくというものでございます。それから、公表でございますが、これは、基本的には利用している児童の保護者に公表していく。その方法でございますが、例えばクラブの壁に、そういったみずからの評価の結果を載せるとか、人数であるとか指導員の資格等々の、そういったもの、クラブがどのように運営されているかというものを掲示していただくというような方法があるかと思っております。

以上でございます。

○委員【安藤玄一議員】 続いて第8条なんですけれども、ここに「知識及び技能の習得等」と書かれていまして、職員は自己研さんに励み、事業者は、職員に対して資質向上のための研修機会を確保とあるのですが、これらについて、具体的な教科書や研修プログラムといったものがあるのか、それとも、あくまでも自主性に任せた研修なのか、お聞かせください。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第8条の関係でございます。まず、研修の内容でございますが、今回新しく基準を設けさせていただきました。その中で、支援員につきましては、都道府県が行う研修を修了した者というような規定を載せさせていただいておりますので、基本的には県が行う研修のテキストなりが一つの目安になるかなと思っております。それから、そのほかの研修でございますが、例えば、現行、公立の児童コミュニティクラブの指導員でございますが、年に一回、必ず研修を受けてくださいということで義務づけしております、県が行う研修がございます。この研修が年に2回から3回ぐらいございますが、そちら、もしくは市のファミリーサポートセンターのほうでも研修を行っております、その県の研修ないしはファミリーサポートセンターの研修を必ず1年に一回受けてくださいと。これは公立の話でございますが、新制度、平成27年度以降につきましては、民間の指導員、それから補助員につきましても、こういった研修の機会を活用をさせていただきまして、資質の向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員【安藤玄一議員】 最後に第13条なんですけれども、ここに「利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め」とあるんですけれども、例えばこの衛生上の管理というのは、どのような管理をするのか、何か外部から評価を定期的に行ったりするのか、それとも努力義務というような意味で捉えてよいのか、お聞かせください。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第13条の関係でございますが、特にこちらにつきましては、明確な基準があるものではございません。ただ、例えば民間、公立含めまして、市のほうでこれから定期的な指導等もございまして、その際に、衛生がきちんと管理されているのかということをチェックしてい

きたいと思います。それから、外部からの評価というものも、特に予定はしておりませんので、委員がおっしゃるようなことと言うならば、努力規定に当たろうかと思っています。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、議案第41号について、まず、第5条を質問させていただきます。「保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき」とありますが、保護者の就業以外でも、親の介護、兄弟の世話、母親の妊娠、出産などの諸事情で、預け先が必要な場合があります。現状こういった場合、どの程度まで受け入れ可能なのか、また、来年度からの新制度で条件が緩和されるのか、確認させてください。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第5条第1項の関係でございます。まず、ここの規定でございますが、実は市のほうの児童コミュニティクラブの条例、これは第49号の議案でございますが、これに関連いたしまして、来年度から市の児童コミュニティクラブにつきましては、その要件を、いわゆる保育の認定の要件と同様にしていきたいと考えております。ですから、今ご質問いただきました介護、それから、出産等々も児童コミュニティクラブの入所の要件に来年度からさせていただきたいと考えております。現状でございますが、家族の介護、看護等も、入所の要件とさせていただいております。ただ、新制度の保育の認定が新しく始まるということで、そこからの連続性を担保するという意味で、新たにそういった明文化した規定を規則で設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 第5条に関しまして、そういったことが計画されているということですが、市の第49条の規定の要件を、保育と児童コミュニティ同様にということでしたが、利用者にはどのように周知していく予定でしょうか。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 利用者に対する周知でございますけれども、まずは、これから入所の申し込み等々を、窓口に来て、していただいておりますけれども、その中で周知を図っていききたいということと、それから、基本的に保護者の就労が主になってこようかと思っています。ただ、個別事情で、先ほどご質問いただきました介護であるとか出産等々の事由につきましては、現状でも個別に相談を伺っている状況がございますので、各コミュニティクラブのほうに掲示する等で、何かしらのPRはしていきたいと思いますが、現状の窓口対応でも、十分にその辺は配慮させていただいているかなと考えております。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 了解しました。

続いて、第5条第4項の「障害の有無にかかわらず」という規定がありました。が、身体、知的、精神の障害をお持ちの児童を預かる際には、適正な人員配置が必要と考えられます。障害児を受け入れる際、介助員などを配置することは、現状として可能でしょうか。また、今後の方向性をご説明ください。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第4項の関係でございますが、

今ご質問いただきましたとおり、障害の程度、それから種類によって、どうしても児童コミュニティクラブで受け切れないというようなお子さんもいらっしゃいます。それは、当然障害のほうの施設の協力をいただきまして、適切な放課後の時間の過ごし方というものを考えていきたいと思っておりますが、平成27年4月からは、そういった障害のあるお子さんの受け入れを積極的に図っていくために、例えば専門的な知識がないにしても、見守りができるような人員配置、それは補助員であるとか支援員も含めてですけれども、そういった人的な加配をしていく中で、これまで以上に、障害のあるお子さんも受け入れることができる体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【山本一恵議員】 それでは、議案第41号についてでございます。

第3条第2項、「市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする」とありますけれども、どのように実施するのでしょうか。上限は設けないということなのでしょうか。

2点目ですが、第4条第1項、「常に、その設備及び運営を向上させなければならない」、同条第2項に「最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない」とありますけれども、市はそれをどのように確認するのでしょうか。

まず、その2点。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第3条と第4条の関係でございますが、最低基準を定める条例ということで、今回提案させていただいておりますけれども、その中で、こういった基準につきまして遵守されているのかどうかということを確認する手段でございますが、これは、やはり定期的に現地、特に民間クラブ2クラブでございますが、民間クラブ等へも、これからはこれまで以上に現地に赴きまして、適切な指導が行われているかということを確認していきたいというものでございます。それから、上限を設けないのかというようなお話でございますが、これは最低基準ですので、これよりもいい環境になれば、なお子どもたち、それからその保護者にとって安心できる環境が整えられますので、上限は特に設けていく予定はございません。

それから、第4条でございますが、これは最低基準を超えて、今、現状運営しているクラブにつきまして、最低基準が決まったからといって、現状の水準を落としてはいけませんよということを規定させていただいているものでございます。こちらにつきましても、事業者のほうに赴きまして、現地を確認させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【山本一恵議員】 第5条第1項ですけれども、先ほど橋田委員のほうからのいわゆる認定の要件というお話、ご答弁ありましたけれども、この第5条第1項に「家庭、地域等との連携の下」とありますけれども、現状の運営会議だけではその実効性が担保できないということで、実務で実効性を上げるためには、

伊勢原市としてどのようなことを行うつもりなのでしょうか。また、9月の公明党の横田議員の一般質問の答弁のときに、国の放課後子ども総合プランにある放課後児童クラブ、放課後子ども教室が連携して児童とかかわる事業が進められるとありました。これらと児童コミュニティクラブはどのように連携するのでしょうか。また、違いをどう分類して運営するのでしょうか。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第5条の関係でございますけれども、まず、放課後子ども教室との連携でございますが、放課後子ども教室につきましては、平成25年度からモデル事業として、ご承知のとおり、週1回伊勢原小学校区で実施しております。この事業は、放課後、大人が見守りをしながら、学習やさまざまな体験、交流活動を行っている事業でございます。一方、放課後児童健全育成事業、これはいわゆる児童コミュニティクラブでございますが、こちらの事業につきましては、保護者が就労等によって、昼間家庭にいない児童の健全育成を目的といたしまして、適切な遊びの指導、生活の場を提供する事業でございます。国では、いわゆる小1の壁の解消をめざしまして、両事業を一体的あるいは連携しながら、総合的に放課後対策を推進していきなさいというようなことを掲げております。新制度の導入に伴いまして、今後ますます小学校の放課後対策が重要となってくる中で、市といたしまして、これまで以上に両事業の連携を図っていききたいと考えております。結果としまして、全ての小学生が安心して放課後を過ごせる環境づくりに努めていききたいと考えております。

もう1つ、地域との連携等を実施していく具体的な方策ということで、ご質問をいただいたかと思えます。こちらにつきましては、こういった放課後子ども教室との連携、それから、放課後子ども教室を実施していない地区につきましては、例えば自治会等々、そういった交流等を、児童コミュニティクラブを活用しながら、今後進めていききたいと考えております。ただ、具体的に、今、じゃ、こういうふうな形で地域と連携を図っていきますという事業としては、まだ検討中でございます。

以上でございます。

○委員【山本一恵議員】 じゃ、あと、最後ですけれども、第9条第2項、山田委員から専用面積についての質問がありましたけれども、この議案審議の際に、2クラスで実施している児童コミュニティクラブでは、低学年と高学年とのクラス分けを実施するような発言がありましたけれども、1クラスの場合に、クラス分けしなくても、安全な運営が担保できる理由について、お聞かせください。市長が言っている子育てしやすい伊勢原市と、他市と競争力を持たせることを考えれば、伊勢原市独自に基準や、他市より安全性に配慮した環境の提供をすべきと考えますけれども、行わなくて、それができる理由についてお聞かせください。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第9条の関係でございますが、2クラスで実施している児童コミュニティクラブと、それから、1クラスで実施しているクラブとの安全性の担保のお話でございます。こちらにつきましては、基本的には、1つのクラブで2教室を使っているようなケースであっても、小学

校の実施している教室が、必ずしも隣同士になっているような教室ではない。それから、その教室が、例えば特別教室のような場合には、どうしても6時間までその教室を使っているようなこともございます。そういった教室を、当然6時間使っていますので、低学年は早く授業が終わってしまいますので、授業時間がまだやっているということで、その教室使えないということになりますと、どうしても空き教室、現状であいている教室、そちらで低学年をクラブで活動していただくようになろうかと思えます。ですので、基本的には、そういった場所であるとか人数、それから、低学年と高学年の人数の割合等もありますが、そういったもので柔軟に考えていきたいと思えます。

それから、1クラスで実施しているクラブについて、どうやって安全性を担保するのかということですが、基本的に、例えば雨の日でグラウンドを使えないような場合につきましては、教室の中で動き回るような活動は当然いたしません。ですので、いろいろご心配いただいているところなんですけれども、小学校1年生と6年生が同じ教室で活動するということにつきましても、その活動の内容を、やはり人数とかを勘案しながら、適切な指導をしていきたいと考えておりますので、1教室でも安全性は十分担保できると考えております。

以上でございます。

○委員【小林京子議員】 第9条の設備等の基準についてですけれども、今、小学校ですと、グラウンドを使うということがありましたけれども、戸外での遊び場の保障が必要だと思いますけれども、現実的に戸外での遊び場がないところがあるかどうか、その現状についてお聞きしたいと思います。

それと、大規模のクラスができてくると思うんですけれども、それを、規模は大規模のまま、ほかの教室を使って、そこに充てていくと聞こえたんですけれども、専用区画というのは、40人以下で、それぞれに設備が必要だと、ここには規定されていると読んだんですけれども、それをきちっと守るには、やはりきちっとした、人数が多ければ、クラブとして独立させたものが必要ではないかと思えますが、その点と、あと、最低基準を定める条例だということですが、現状よりも低い基準になっていると思えます。その1つが、第18条第2項に開所日数が1年につき250日以上を原則としてありますけれども、現実的には、今、伊勢原市が行っている児童コミュニティクラブは300日程度開所しているのではないかと思います。また、それは必要姓があってやっていることと思えますので、なぜこういうふうに下げてしまうのかと思えます。お願いします。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 2点のご質問でございますが、まず、第9条の、現状で屋外での遊び場が確保されていないクラブということでございますが、基本的には小学校を中心として開設しておりますので、小学校の校庭、それから、一部、小学校外のところで実施しているクラブにつきましては、近隣に公園等がありますので、そちらで外遊びができるような環境が一定程度整っているのかなと考えております。

それから、大規模クラス等で、専用区画は、独立させるために必要ではないか

というようなことですが、こちらの基準につきましては、第9条第3項でありますが、こちらにも規定させていただいておりますけれども、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて、専ら事業の用に供するものでなければならないということですが、基本的にはそこを専用教室として使いまして、全て配置している備品につきましてもクラブ専用を使うということが理想ではございますが、小学校との関係、空き教室の関係がございまして、この規定の適用につきましては、それがクラブの活動に支障がない、安全性を担保するのに支障がないということであれば、小学校通常の授業で使っている備品等につきましても、特に専用教室でなくてもいいですよというような規定を設けさせていただいているのは、こういったところからでございます。

それから、第18条の開所日数でございますけれども、250日より低い基準ではないかというご質問でございますが、開所日数につきましては、まず、この条例を制定するに当たりまして、国の基準がございまして、国の基準はどういうふうに決まってきたのかということでございますけれども、これは全国の放課後児童クラブの実施状況の調査を行いまして、その中で、現状95%のクラブが年間150日以上開設しています。それから、年間280日以上開設しているクラブ——これ伊勢原市も入っておりますけれども、現実的には8割を超えているというものでございます。これが、国が定める基準が年間250日以上となった根拠でございますけれども、実態といたしまして、本市の開設日数も、平成25年度の実績ですと、平日で244日、土曜日が51日、合計で295日開設いたしております。本条例は民間のクラブも適用になりますので、基準を定めるに当たりまして、公立はこういった形で295日開設しているんですが、これから民間のクラブの場所の確保ということも非常に重要な課題になっておりますので、余りにも高い基準を設定してしまいますと、民間のクラブの参入等も妨げられるということで、基本的な基準といたしましては250日以上とさせていただいております。

以上でございます。

○委員【小林京子議員】 戸外での遊び場は、公立、伊勢原市の児童コミュニティクラブはあるということですが、民間はどうなのでしょう。今の答弁をお聞きしますと、やっぱり民間の基準が低いから、開所日数もそうですけれども、そこに合わせているということになって、民間の参入のために基準が下げられるというのは大変問題だと思うんですね。伊勢原市の条例ですから、国が250日としても、実際は土曜日を含めれば300日になりますよね。なので、それを今、伊勢原市はやっているわけですから、それを下げるとというのは大変問題。民間に合わせたということで。ぜひ民間が引き上げられると、そうでなければ参入できないという基準をつくるべきではないかと思いますが、その点についてお聞きします。これは指導員、支援員、補助員、その基準も同じですよ。伊勢原市はもっと高い基準で配置しているわけですから、これも本当に40人で2人以上というのも低いというので、これもすごく問題だと思います。

あと、保護者会について、本会議でもお聞きし、個々の対応をしているということですがけれども、やはり個々だと、個人的な相談はそれでいいと思うんですけども、全体にかかわることは保護者会で議論して、そして市との話し合いということが必要だと思うんですね。今回、時間の延長をされるわけで、伊勢原市でも4分の1の方が望んでいたわけですがけれども、実際はされなかったということにも、こういうところにもあらわれているんじゃないかと思うんです。ですから、やはり全体での申し入れと個々の思いというのはどうしても違ってくるので、やはり保護者会という位置づけが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】　まず、1点目の民間参入のために低いのはおかしいということですが、おっしゃることは確かでございます。ただ、片方で、先ほど来申し上げておりますけれども、保育の短時間認定等の導入に伴いまして、今後、昼間保護者が家庭にいないというようなお子さんがふえてくるのが想定されております。まずは、待機児童とならないような環境づくりというの、市の役目としては必要なということで、現状300日弱の開所をしておりますけれども、国の基準に従いまして250日とさせていただいているものでございます。ただ、例えば民間クラブにつきましては、市のほうから補助等も支給しておりますけれども、そういう補助の対象等につきましては、例えば一定の日数の開所日数の制限を設ける等も、そういった措置もあろうかなと考えております。

それから、保護者会でございますけれども、現状では運営委員会というものを開催しております、クラブごとに、運営委員会の中に保護者の代表を参加していただいております。各クラブの運営委員会の人数でございますが、12名から15名の委員で構成いたしまして、保護者の代表は2名から4名で入っていただいております。保護者会の開催をということですが、これがまた保育園等も同じなんですけれども、基本的には昼間就労でいらっしゃる方を対象とした事業でございますので、保護者会の開催日、それから開催の時間等につきまして、なかなか保護者会を開催して、多くの保護者の方に参加していただけるのかなという実行性というのも一つは懸念材料でございます。ただ、今ご指摘いただいたとおり、保護者一人一人の意見をいかに吸い上げて、よりよいクラブにしていくかということは課題であるというふうな認識はございますので、今後もう少し、今までの運営委員会だけでなく、保護者からの意見の聴取、例えばアンケート形式というの、なかなか、集まって手を挙げて発言するというのを積極的にできる方もいらっしゃる、そうでない方もいらっしゃいますので、例えばアンケート方式によってその回数をふやす等で、クラブの運営の課題等を探していきたい、そんなふうにも考えております。

以上でございます。（「進行」の声あり）

○委員長【石川節治議員】　ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案につきましての意見等をお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは「議案第41号、伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対し、創政会を代表して意見を述べさせていただきます。

平成27年4月に施行される子ども・子育て支援新制度では、幼児教育、保育の充実とともに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実を図ることとされています。放課後児童育成事業は、地域子ども・子育て支援事業13事業の一つとして位置づけられ、設備及び運営に関する基準を厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌し、条例で定めることとされたことは理解しております。職員数や児童数、開所時間、児童1人当たりの専有面積などが国の基準に合わせて定められているほか、暴力団関係者の排除、災害時の非常食の備蓄、障害児の基本的な人権の尊重、障害施策への協力を規定するなど独自基準も設け、あらゆる面に配慮した条例であると考えます。国の方針においてははまだ不明な部分も多く、職員の皆さんもご苦労なされる点多々あると思いますが、ぜひ、事業実施者はもちろん、利用者にもきちんとした説明責任を果たしていただけることをお願いして、議案第41号に対して賛成といたします。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 では、新政いせはらを代表して意見を述べさせていただきます。

児童コミュニティクラブは、保護者の保育に欠ける児童の安全を守る場であるとともに、児童が自立するための成長支援、健全育成を実践する場であると考えます。仕事と子育ての両立が、国を挙げて課題となる中、特に保育園等を利用していた家庭にとっては、子どもが卒園して小学校に入学しても、保護者が安心して就労を継続するためには、この児童コミュニティクラブのような場所は必要不可欠であり、また、母親等は、子どもが小学校入学を機に職場復帰を希望するケースも多いため、地域によっては申請が殺到するほど需要が高いものです。かつては自主的に任意団体を結成して学童保育を立ち上げたり、自治体が条例で制度化して、直営の学童保育などを実施するケースが多かったと聞きますが、保育のニーズがふえ、内容も多様化するとともに民間参入が盛んになった現在では、設備や運営の統一的な基準は必須であり、定めるべき条例であると考え、賛成とさせていただきます。

○委員【山本一恵議員】 それでは、議案第41号の意見を述べさせていただきます。

放課後児童健全育成事業は、仕事などで、授業終了後、親の帰宅までの時間、直接児童の育成にかかわれない親にかわって、児童の健全育成を行うものであるため、この充実により、親が安心して仕事に従事できる環境を整えることにつながります。特に女性が輝く社会進出には不可欠の事業と言えます。子ども・子育て支援法と相まって、女性の社会進出を後押しする重要な事業と考えます。また、子どもたちにとっては、安全で安心して遊べる場や生活の場であり、異学年との

交流を通して社会性を習得する場と言えます。本条例でその設備及び運営が規定されますが、それは最低基準であり、市は常にその向上に努めなければならないとしております。よい環境は、よい児童を育て、有能な大人へと導いていく。そう育てられるか否かは、今後、市がどこまでその向上に努めていくかにかかっております。児童にとって満足いく環境が整えられるよう、市の対応をしっかりと監視していきたいと思っております。本条例の制定に賛成をさせていただきます。

以上です。

○委員【小林京子議員】 伊勢原市として条例を制定をするということは、今の現状よりも緩い、下回った条例ではまずいと思っております。やはり向上させる方向が必要だと思っております。特に子どもの戸外での遊びを保障するための遊び場、それは現実的にも行われているわけですがけれども、民間のほうはきつくないということだと思っております。そこら辺も民間に合わせるのではなく、民間が努力をするというような条例に、子どものことを考えれば、必要ではないかと思っております。また、先ほども聞きましたけれども、開所日数ですけれども、土日、週に2日休むという計算で250日になっていると思うんですが、働く形態はいろいろです。やはりその対応ができるような基準にさせていただきたいということから、大変残念ですが、本条例には賛成はできないということで、よろしく願いいたします。

○委員長【石川節治議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【石川節治議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議 題 議案第42号 伊勢原市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について

結 果 可 決

○委員長【石川節治議員】 次に「議案第42号、伊勢原市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案につきましても、本会議の際、細部にわたって説明がされておりますので、直ちに質疑に入ります。

○委員【国島正富議員】 2点質問させていただきます。

まず、1点目として、利用者負担額は、国が定める基準を限度として市が定めることになっていますが、いまだ国の基準が示されていないと承知しています。本市がこの時期に定める必要性について、まず、1点目としてお聞きいたします。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 子ども・子育て支援新制度におきます利用者負担額でございますが、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、国が定める基準を限度として市町村が利用者負担額を定めることとなっております。現時点では、国から保育認定区分ごとの利用者負担額のイメージが示されている状況でございますが、政令といたしまして正式な基準は示されておりません。しかしながら、これまでの国の議論、それから、広く国民に対して、イメージではございますが、具体的な金額が示されているというようなことから、今後政令で定められる利用者負担額につきましても大きく変わることはない見通しであると考えております。また、本市が設定いたしました利用者負担額につきましては、国の基準を大きく下回っていることから、基準を超えた利用者負担額の設定とはならないものと考えております。また、幼稚園と認定こども園の入園受け付けでございますが、実は11月1日から既に開始されております。保護者が幼稚園、保育所、それから認定こども園を選択する際に、利用者負担額がどれぐらいになるのか、園の選択に大きな要因であるということは言うまでもございません。本市といたしましては、国の基準を想定した中で、利用者に大きな混乱を招かないよう、できる限り早期に利用者負担額を確定する必要があると判断いたしましたことから、本議会に条例案を提出することとさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 今回の条例制定に対する背景は理解しました。とにかく国の政局が混乱している政治背景の中では、来年度よりの制度改正前提として入園受け付けも始まっているとのことですけれども、省令として示されていますけれども、具体的運用については、自治体や施設運営事業者の考えを基本としたものとされています。市として、このように早い段階での取り組みは大変重要であると思います。本市の階層区分については、生活保護被保護世帯を含め20段階と詳細にわたる区分とされ、事務の煩雑化が懸念されますが、その点について、考えを聞いておきます。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 利用者負担額が細分化されていることに伴いまして、事務が煩雑化するのではないかとございますが、まず、保育料の徴収の仕組みでございますが、私立保育所、それから、公立保育所につきましては、市で徴収することになります。ただ、認定こども園、それから、幼稚園でございますが、こちらは市で保育料額を決定して、それを幼稚園にお知らせする。もちろん保護者にもお知らせしますが、で、市からお知らせしたその利用者負担額に応じて個人個人の徴収を、園にお任せするという形になります。認定こども園につきましては、公定価格と利用者負担額の差額分を市から支給するという仕組みになっておりますので、想定では、市の負担はそれほど多くはならないかなと判断しております。ただ、これは、実は園にとってはかなり事務的な負担は増してくる部分でございます。個人個人利用者負担額が違いますので、それに依拠して、園のほうで、今まで一律だったものを、個々の利用者によって保育料が違うということで、かなり園の負担にはなっただろうかなと考えております。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 次に、現在幼稚園ではどのような利用者負担があるのかをお聞きします。また、幼稚園の多くは送迎にバスが利用されていますけれども、本市の中で認定こども園に移行の事業者があるとのことですが、早朝や幼稚園時間終了後の延長保育希望者が保護者の送迎となる場合、送迎バスの送迎ができなくなるのではないかと考えますけれども、送迎バスの利用要件について、どのような基準とされているのか、お聞きいたします。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 現行の幼稚園の送迎バスでございますが、今、委員おっしゃるとおり、それぞれの園で独自に設定しているところでございます。現行も、利用されないお子さんにつきましては、その送迎バス代というのはいくらも承知しております。新制度に移行後も、ここの部分についてはあくまでも実費徴収という形になりますので、送迎バスを利用されないお子さんについては送迎バス代がかからないというようなことで運営されると聞いております。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 延長保育について、保護者が希望した時間に急に迎えができなくなった場合の施設側の対応について、また、利用者の負担額と職員給与等への影響についてをお聞きいたします。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 まず、延長保育料につきまして、保護者が希望した時間に急に迎えができなくなった場合の施設側の対応ということですが、実は施設側も、やはりどうしても決められた時間に迎えに来てもらわなければ困るということで、保護者の方には周知をしているところでございます。ただ、どうしても遅くなってしまうような場合につきましては、ほかの園でも、駅前に午後10時まで保育を実施しているような園がございまして、そちらにお願いをして実施しているというような現状もございまして、ですので、

基本的には保護者の方がお迎えに来てもらうんですが、事前にどうしても遅くなりそうなケースが発生するような場合は、園のほうに連絡して、そういった対応も一部、民間同士のやりとりですけれども、できるような状況になっております。

以上でございます。（「よし」の声あり）

○委員【橋田夏枝議員】 議案第42号について、質問いたします。

一部、利用者負担額で国島委員とかぶるところもあるかもしれないんですけれども、一般的に、母子世帯の急増により貧困家庭が増加していると聞きますが、本市の教育、福祉の利用者負担額にも影響を及ぼしているのでしょうか。事前にいただいた資料にも階層区分の料金表がありますが、そういったことにも変化があれば、ご説明いただきたいと思います。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 母子家庭で経済的に困窮しているような家庭がふえているのかというご質問かと思いますが、基本的に今までの傾向をずうっと追ってきますと、全体の利用者負担額の水準、いわゆる所得水準というのは、大きな変化は見られないという現状でございます。ですので、ここ近年の母子家庭の増加に伴います経済低所得者層の急激な増加というものは、現象としては出てきていないという状況でございます。

以上でございます。（「了解です」の声あり）

○委員【小林京子議員】 短時間保育と標準時間保育の保育料についてなんですけれども、保育の標準時間認定の短時間のほうは98.3%という答弁がありましたけれども、その設定の根拠について、時間にすれば、長時間を1とすれば0.727という形になりますが、なぜこのような設定にしたのかということと、先ほどお聞きしてましたら、幼稚園とこども園は、事業者が保育料を徴収するというので、滞納とかが出た場合、その分は市で補填するわけではないと思うんです。そうすると、園の経営自体に大変困難な状態が生まれてくるのではないかと思うんですね。園も大変ですけれども、滞納せざるを得ないという事情がある家庭のお子さんに対して、やはり園は、それを理由に退所ということもあり得るのではないかなと思いますが、そこら辺はどのように考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 2点のご質問でございます。

まず、短時間認定の保育料の設定でございますが、ご説明させていただいたとおり、標準時間認定の98.3%とさせていただいております。委員おっしゃるとおり、時間数で割りますと72%程度になってこようかと思いますが、実はこれ公定価格との関係がございまして、単純に11時間を割る、11時間分の8時間としてしまいますと、公定価格そのものが、園の経営が成り立たないということで、これは国のほうの基準を検討していく中で、園の経営で11時間の保育を実施するための経費と、それから、じゃ、8時間を実施するための経費というのはどのくらいの割合なんだということで統計をとった結果、11時間分の8時間の、つまり72%では、園の経営ができないということで、その差額が約1.7%程度になるということで、それに準じまして、利用者負担額につきましても

標準時間認定の1.7%減、つまり98.3%の基準として設定してくださいということで示されているものでございます。

それから、2点目の利用者負担額の徴収でございますけれども、滞納せざるを得ないというご家庭があるということでございますが、基本的には減免の制度等もでございます。それから、利用者負担額そのものが応能負担になっておりますので、そういったご家庭につきましては、かなり低い利用者負担額になろうかなと考えております。ただ、急な事情で、どうしても納められないというケースが発生するようであれば、窓口に来ていただければ、一定の減免措置も考えていきたいと考えております。それから、そういったお子さんを、園のほうで入園を断る、もしくは退所させてしまうのではないかとということでございますけれども、生活保護世帯を初めといたしまして、新制度の中で新たに市町村の事業といたしまして、そういった家庭に現物給付。これは直接利用者負担に係るものではないんですけれども、幼稚園は、ご承知のとおり、プラスアルファで、いろいろ教材費であるとか、そういった諸経費がかかってございます。その中で、一定程度、国の基準に従って、実費徴収分、それから、教育の質の向上のための費用負担につきましては現物給付をなさいたいというような制度も市町村の実施義務になっております。詳細につきましては、まだ国の基準が示されておられませんので、具体的にお示しすることできないんですけれども、そういったことも活用しながら、所得の低い方に一定の配慮をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。（「その件で」との声あり）

○委員【小林京子議員】 待機者をなくすためのこういう制度、今、構築しているということですが、やはり3号認定の希望者を見ますと大変多いですよ。現実にそのキャパシティがあるのかどうか、お聞きしておきたいと思えます。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 3号認定、2号認定の数は、本日お配りさせていただいた資料のとおりでございます。実態といたしまして、これから計画（案）も本日配付させていただきたいと考えておりますけれども、その中で、教育、保育の量の見込みとその提供体制という項目がございます。こちらにも数字を出させていただいておりますが、現状のニーズ調査結果と、それから、これからの提供体制、受け皿との比較をさせていただいております。やはり現状の保育所の入所と同じなんですけれども、1、2歳児を中心といたしまして、どうしても受け皿が足りないという状況になっております。3歳、4歳、5歳のお子さんについては、保育認定のお子さんを全て受け入れることができるであろうと推測しているんですが、それから、もう1つゼロ歳児のお子さんについても受け入れは可能だと推定をしております。1、2歳児のお子さんでございますけれども、現状では、計画値では、それぞれの施設が1、2歳児のお子さんを何人預かれますよということで、こちらのほうに報告いただいた数値で計画をつくっておりますが、実はゼロ歳児のほうで、想定よりも入所の人数が低ければ、その分の保育士を1、2歳児のほうにも回してもらえるとということも一定程度見込ん

でもおまして、そういったことで、待機児童については極力出さないような形で、施設側の協力もいただきたいと考えております。

それからもう1点、これから幼稚園が、平成27年度から10園中4園が認定こども園になりまして、保育の必要なお子さんを受け入れていただく予定になっております。来年度にはさらに4園、再来年度にはさらに1園追加いたしまして、平成29年度当初には10園中9園が認定こども園になっていただく予定でございます。その中で、できる限り保育の必要なお子さんについても受け入れをしていただきまして、全体としての待機児童の解消に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【小林京子議員】 3号認定の方は3歳以下ということで、こども園のほうでは受け入れは、3歳はオーケーでしたかね。今、待機が問題になっている1、2歳は受け入れられないということなので、そこら辺はちょっと期待が難しいかなと思うんですけれども、1、2歳の対象の受け皿というのは、現状の保育所と、それから、小規模のということだと思うんですね。それがふえる、受け入れ人数がふえない限り難しいと思うんですが、現状ではこの3号認定の標準時間が514人で、短時間が106人に対して、どんな数字が今、出されているのか。受け入れのほうですけれども、それをお願いします。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 お配りさせていただいた資料は、認定者の数でございます。当然在園児も含まれているものでございますので、今、全体の集計しているんですけれども、来年の4月に向けて、保育所の入所の調整を、今まさにやっているところで、総体としてどの程度入所ができないようなお子さんが出てくるのかというのは、もうしばらくお時間をいただきたいと思いますと考えております。

それから、最初にご質問いただきました認定こども園につきましては、確かに3、4、5歳が中心になってきます。ただ、来年度から白百合幼稚園が認定こども園になっていきますが、その白百合幼稚園につきましては、駅前の施設と既存の本園のほうで保育をしている施設と合わせまして、基本的にはゼロ歳児からの受け入れをしていただく。それから、本田記念幼稚園につきましても、2歳児の受け入れを平成27年度からしていただくというようなことがございます。それから、これから10園中9園というようなお話をさせていただきましたけれども、認定こども園に移ることによりまして、3、4、5歳のお子さんが、今、保育所のほうを希望されているお子さんが、認定こども園のほうに希望を変えらるというようなことも少しあろうかなと考えております。そうすると、保育所における保育士も、より低年齢のお子さんに配置をすることができるというふうな、どの程度なのかということの正確な見込みはございませんけれども、そういった効果も、一つは期待しているところでございます。

以上でございます。

○委員長【石川節治議員】 ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あ

り)なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案につきましての意見等をお願いいたします。

○委員【山本一恵議員】 それでは、議案第42号についての意見を述べさせていただきます。

子ども・子育て支援法に基づき、支給認定保護者の利用者負担額を条例として制定する必要があり、本条例が制定されました。子ども・子育て支援法によりまして、保育のさまざまな需要に応じた多彩な施設利用が可能となります。当市において、同法の精神に沿った、利用者に真に役立つ施設提供をさらに充実することが必要であり、そのために、市が今後も最大の努力を行うことを期待いたしまして、本条例に賛成いたします。

○委員長【石川節治議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり)なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【石川節治議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

宍戸副市長におかれましては、お疲れさまでございました。

午前10時33分 休憩

議 題 議案第 49 号 伊勢原市児童コミュニティクラブに関する条例の
一部を改正する条例について

結 果 可 決

○委員長【石川節治議員】 再開いたします。次に「議案第 49 号、伊勢原市児童コミュニティクラブに関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案につきましても、本会議の際、細部にわたって説明がされておりますので、直ちに質疑に入ります。

○委員【国島正富議員】 それでは、議案第 49 号について質疑をいたします。

提案理由とされる児童福祉法の一部改正に伴い、対象児童、現行の小学校 4 年生までを小学校 6 年生まで 2 学年拡大と、開所時間を、放課後から午後 6 時 30 分までを、30 分の延長により午後 7 時までとすることですけれども、まず、1 点目の質問といたしましては、条例改正に伴い、これまで課題となっていた放課後等における保護者の育成を受けられない児童であっても、健全育成を目的に設置されたコミュニティクラブに、兄弟が学年で区切られ、下校時間もともにできず、小学校 5、6 年生は先に帰宅し、保護者のいない環境で過ごさなければならないという矛盾は解決されると思います。また、時間延長についても、保護者の労働環境がサービス産業が拡大する社会背景もあり、今後、さらなる利用拡大も懸念されるところでございます。利用時間拡大に伴い心配される課題が新たに発生するかと思いますけれども、特に季節により日没時間に大きな差があり、秋から冬の期間は日が暮れる時間が早く、帰宅時間の通学路の安全が懸念されますけれども、その辺の帰宅に伴う安全確保についての考えを、まず、1 点聞きたいと思います。

○子育て支援課主任主事【佐藤利明】 帰宅に伴う安全の確保ということで、現在、保護者の迎えを原則としております。こちらは、今後も同じような形で考えております。

以上です。

○委員【国島正富議員】 引き続き施設環境についてですが、議案第 41 号で説明も受けたわけですけれども、その辺のところ、受け入れ数の増加見込み数と施設ごとの受け入れ人員数、増加に伴う施設環境への影響、先ほども一部の答弁をいただきましたけれども、この条例で何か今後の取り組み、議案第 41 号で解決されないところがあれば、確認をさせていただきます。

○子育て支援課主任主事【佐藤利明】 今後の受け入れ児童数の増加の見込みということで、こちらの施設につきましては、現行、使っている教室にプラスして、現在 4 校の教室確保を予定しているところでございます。

以上になります。

○委員【国島正富議員】 引き続き現状の入会児童の家庭環境について、お聞きいたします。条例趣旨で示された放課後の家庭で保護者の育成を受けられない児童について、30分の時間延長でどこまで対応できるのか。夜間保護者が家庭にいない児童数について、どの程度把握されているのか。保護者の帰宅時間や家庭でのかかわり時間について、実態調査に対する数値とかあったら確認をしたいと思えます。

もう1点、土曜日の利用実態について、利用時間と利用者数、開所時間内の事業内容について、ほかでも議論がされておりましたけれども、特に土曜日は時間も長くなっておりますので、雨天時等にも課題が出てくるんじゃないかと思えますけれども、その辺の事業内容について確認させていただきます。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 ご質問の1点目でございますけれども、保護者の帰宅時間、それから家庭でのかかわり時間について、実態調査等の結果はどうかというご質問でございますが、直接児童コミュニティクラブに関して、帰宅時間というものの調査はしておりません。ただ、その前段といたしまして、就学前のお子さんの保護者を対象といたしまして、保育所の保育の延長時間をどのくらいを希望するのかという調査をしておりまして、その結果を申し上げますと、一番参考になりますのは5歳児かなと思えますので、5歳児でどのような希望を持っておられるのかということをご説明させていただきます。まず、全体で人数が530人の方から回答いただきまして、そのうち24.2%、128人ですが18時から18時半までの延長を希望している。それから、17時から17時半というご家庭が、全体の18.9%、100人おりました。この2つの層を合わせますと43%強になろうかと思えますが、大体18時半までの希望される方が全体の5割以上を占めている。それから、一番遅いところ、次のところですが、19時から19時半というご家庭が全体の10.6%、56人おりました。ですので、おおむね、これは就学前の調査でございますけれども、18時半まででほとんどのご家庭は、保護者の方が迎えに来られる状況にあるのかなと推計しております。

以上でございます。（「もう1点あるよ。土曜日の」の声あり）

○子育て支援課主任主事【佐藤利明】 土曜日の利用実態ということで、こちらの利用者数につきましては、平成25年度実績になりますけれども、約90人前後、こちらを利用しているという状況でございます。開所時間内の事業内容につきましては、こちらは平日と同様の内容で、事業のほうは実施しております。

以上になります。

○委員【国島正富議員】 そうしますと、土曜日の関係ですけれども、雨天時の対応なども、土曜日の外での育成事業にかかわる課題は余り生じないということで認識してよろしいですか。

○子育て支援課主任主事【佐藤利明】 土曜日等、雨天時の対応ということなんですけど、こちらにつきましては、学校のほうで体育館などを借りられる場合が

ございますので、そういったところを活用して運営しております。

以上になります。（「はい、了解」の声あり）

○委員【山本一恵議員】 それでは、議案第49号についてお願いいたします。

クラスが不足する児童コミュニティクラブは4校である、そのようなお話でありましたけれども、さまざまな方法で、これから児童コミュニティクラブの対象年齢や時間が拡大することを市民に知らせることによりまして、クラスが不足することもあり得ると考えますけれども、その際の対応は大丈夫なのでしょう。まず、その点。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 今後、児童コミュニティクラブを希望される方もふえるというのは、先ほどご説明させていただいたとおり、保育の認定制度が変わってきますので、ふえてくるだろうと想定しております。ただ、全体としてどの程度ふえてくるのかということは、実数値は、例えば年齢拡大した平成27年度以降にどのような変化があるかということも踏まえまして、それに見合った形で、何とか場所の確保をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【山本一恵議員】 次に、低学年と高学年につきましては、体力、また、児童コミュニティクラブの登校時間の差があります。そういったことから、2クラスで行っている児童コミュニティクラブでは、クラスを区別することが望ましい、このようなご答弁でありましたけれども、全児童コミュニティクラブで展開しなくてよい理由は何でしょうか。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 議案第41号でもちょっと触れさせていただきましたけれども、基本的に児童コミュニティクラブの目的の一つといたしまして、異学年の交流というものがございます。つまり1年生と6年生が同じ場所で過ごすことによって、さまざまな、学校では学べないような経験ができるということも一つの大きな目的ですので、直ちに低学年と高学年を分けるというようなことを基本としているものかということ、そういうものではございません。ただ、先ほどご説明させていただきましたけれども、教室の種類によっては、どうしても低学年と高学年を分けて実施せざるを得ないようなケースも出ておりますけれども、1クラスしかないクラブ、それから、2クラスあるクラブにつきましても、基本的な考え方とすると、安全確保は当然最優先ですけれども学年をまぜながら、そういうクラブ運営をしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○委員【山本一恵議員】 そうですね。やはり、ただ、雨なんかが、天候によっては1クラスの狭いところで、高学年の生徒というのはなかなか静かにしているということができない状況もあると思いますので、その辺は現場での対応をお願いしたいと思うんですけれども。

次に、新規の児童コミュニティクラブ指導員、新規補助員の育成、それについての考えをお聞かせください。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 新規の児童コミュニティクラブ

の指導員と補助員の育成についてでございますけれども、まず、議案第41号で、市のほうの基準といたしまして、都道府県が行う研修を受けた者ということの規定させていただいております。そういったことを踏まえまして、これから教室を増設するということもございまして、広報等を通じまして児童コミュニティークラブの指導員を募集していきたい。ただ、どうしても就労時間が不規則になってくるといような性格の仕事でございますので、こちらが予定している人数がなかなか集まらないという状況もございまして、それから、その中で有資格者、保育士であるとか学校の先生である教員の免許であるとか、そういった有資格というものも一定程度基準の中に入れさせていただいているんですけども、有資格の方が集まってくるということもなかなか難しいのが現状でございます。ただ、経験を積むことによりまして、それに伴って必要な県の研修を受けていただいて、資質の向上に図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【山本一恵議員】　そうですね。特に夏休みなどの長期休暇時のときなどは、小学校6年生までになることにより、一層指導員とか補助員に負担がかかるということが想定をされますので、今後学生とか地域からのボランティアなど、経費増にならない対応策が不可欠と考えますけれども、それについてどのように対処するのでしょうか。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】　基本的には補助員、それから指導員と指導補助員の2種類になりますので、当然、今ご質問いただきました学生とかボランティアですけれども、その資格の要件が定まっておりますので、そういったものを指導員とか補助員に直ちに任命することというのはなかなか難しい。ただ、今ご指摘いただいたとおり、夏休みの長期休業中とか、小学校6年生を預かるということで、例えばそういう資格を要しない、本当に見守りというようなことだけを担っていただくような臨時職員等の雇用というのは、状況によっては必要になってこようかなと考えております。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○委員【橋田夏枝議員】　山本委員からの質問に関連してなんですけれども、今回の条例改正で、午後7時まで延長されるということで、働いている保護者にとっては大変喜ばしいと思いますが、そこで働いている児童コミュニティークラブの指導員、補助員の労働時間も同時に延長されていきます。児童コミュニティークラブの指導員方のほとんどが家庭をお持ちの主婦の方が多いと思いますが、労働時間延長に伴って、働く側の子承というのは得られているのでしょうか。また、今後、低賃金で働く児童指導員たちの労働条件、賃金とかも含めて改善していく方向は、お考えでしょうか。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】　ご質問2点でございますけれども、現行の指導員に了解を得ているのかというふうなお話ですが、これまで小学校6年生に拡大する、それから、時間も延長するということにつきましては、機会を通じてご説明させていただいているところでございます。基本的には、現行

の午後6時半といいますが、どうしてもお迎えに来られないようなお子さんもいらっしゃると思いますので、実態とすると午後6時半ちょうどに帰れるかということ、なかなかそうでもないということから、大きくこれまでの環境から変わるものではないということも踏まえて、おおむね指導員の了解を得ているものであると認識しております。

それから、処遇の改善の話ですけれども、一定程度これから市で基準を定めさせていただきます。で、資格、それから、研修等を受けていただくというようなことも基準として決めさせていただきますので、何らかの形で処遇の改善というのは必要になってこようかなというふうには、事務方とすると考えているんですが、これも全体の財政との兼ね合いもございますので、そこら辺を勘案しながら、今後処遇等の改善を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 実際のところ、やっぱり児童コミュニティクラブの指導員、常に募集をかけているというのを、私も目にしますし、なかなか定着率がよくない。定着率がいい方も、中にはいらっしゃるんですけども、全体で見ると、やはり不足している、今後不足するかな、さらに不足するかなということが予想されますので、ぜひ、やっぱり賃金のところでかなり支障を来していると思いますので、その辺は見直していくのではないかと思います。

それともう1点質問なんですけれども、小学校6年生まで対象が拡大されるということですが、私の周辺の方々にもやっぱり児童コミュニティクラブに預けている保護者の方が多いのですが、やはり小学校4年生以降になりますと、かなり自分で家庭で過ごすというか、そういったこともだんだんできるようになってくるというのが大体小学校4年生以降なんですけど、小学校5年生、6年生になると非常に、女子児童だと既に思春期を迎えている方もいまして、1人の時間も欲しいとか、静かな時間を持ちたいということで、週5日児童コミュニティに通うのはかなりストレスという意見をよく聞きます。そういったことで、週5日行くのではなく、例えば週3日、4日、それからだんだん減らして行って、最後はゼロになるのかもしれないんですけれども、そういった移行体制というのは了承しているのでしょうか。そういったシステムというのはあるんでしょうか。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 今、委員ご指摘のとおり、高学年と低学年とは、体の成長も違いますし、さまざまな課題も、その学年で全く異なってくるかなと思います。その中で、どういうふうにクラブを運営していくのかということにつきましては、民間、2クラブございますが、小学校6年生まで、現在も受け入れていただいておりますので、その民間クラブの運営の状況等もお聞きしながら、今度公立のほうも小学校6年生まで受け入れるということを踏まえて、どういう指導が必要なのかということは逐次検討していきたいと考えております。

それから、実際に児童コミュニティクラブを利用するお子さんにつきましても、民間の状況を申し上げても、小学校5、6年生は極端に少ないです。やっぱり小

学校1年生、2年生が中心になっています。やはり高学年になりますと、友達同士で遊ぶ、それから、塾等に行くお子さんも多数出ておりますので、高学年はどうしてもかなり少ない状況になっておりますので、その中で週3日の、要するにフルで使わないような設定もということでございますが、現行ではそういう設定ございませんので、実態として週3日ぐらいの利用をされているお子さんも、今、低学年でもおります。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 こちらの受け皿としては小学校6年生まで可能ということで、年齢拡大することは本当に大いに結構なんですけれども、小学校6年生もやがて中学校1年生になる。中学校1年生になれば、もう児童コミュニティクラブはありませんよね。保護者で共稼ぎだったり、保護者が仕事を持っているケースもかなり多く、やはり中学生になったら、もう自分で自分のことは管理しなければならぬし、戸締り等もしなければならぬというのが現実だと思いますので、小学校6年生って非常に微妙な時期ではあるんですけれども、やはりそういったことで、柔軟に児童コミュニティクラブのほうも高学年に対して対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長【石川節治議員】 ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案につきましての意見等をお願いいたします。

○委員【安藤玄一議員】 では、議案第49号に対する意見を述べさせていただきます。

子ども・子育て関連3法の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、放課後に留守宅児童を預かる放課後児童健全育成事業の保育対象が、おおむね10歳未満から小学生へと拡大されることになりました。これには、母親が仕事と子育ての両立を諦めざるを得なくなる小4の壁を取り払う狙いがあり、この改正によって、特に働く女性には大きなメリットがあり、職場の選択の幅も広がるものと考えます。よって、この条例の一部改正について賛成させていただきます。

以上です。

○委員【山本一恵議員】 それでは、議案第49号について意見を述べます。

児童コミュニティクラブの入所要件を小学校6年生までに拡大すること及び開設時間を午後7時まで延長することは、保護者が長く求めていた要望であり、それが今回実現することは歓迎すべきことと考えます。子育て環境の整備は、今後の少子高齢化社会の進展を鈍化させ、人口減少を食い止める重要な施策であります。首都圏への通勤圏内であり、自然豊かで豊富な農産物がとれる伊勢原市は、子育て環境にとって、この上ない地域です。日本を支える若い世代の子どもたちを、市が責任を持って育成していく本条例の制定は、地域に安定的な発展を可能にすることから、本条例の制定には賛成いたします。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、議案第49号について、創政会を代表して意見を述べさせていただきます。

本会議においても、本日の委員会審査でも多くの質疑がございました。入所要件、開所時間、費用徴収が主な改正内容であります。要件の緩和、拡大によって、これまで以上に保護者にとっても、児童にとっても児童コミュニティクラブを利用しやすい環境を整えていただくと同時に、何より全ての小学生が安心して放課後を過ごせる環境づくりに努めていただくことをお願いを申し上げて、議案第49号に対して賛成の意見といたします。

○委員長【石川節治議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【石川節治議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議 題 議案第50号 伊勢原市保育所条例の一部を改正する条例について

結 果 可 決

○委員長【石川節治議員】 次に「議案第50号、伊勢原市保育所条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案につきましては、本会議の際、細部にわたって説明がされておりますので、直ちに質疑に入ります。

○委員【山田昌紀議員】 議案第50号について、2点質問申し上げます。

第14条第3項、延長保育について、保育料とは別に徴収するということですが、保育料と延長保育料の違いについて確認したいと思います。

2点目、同じく第14条で、今度は第4項なんですけれども、第4項に規定する費用徴収、実費徴収になると思いますけれども、現在公立保育園ではどのような費用を徴収しているのか、お伺いしたいと思います。

以上、2点お願いいたします。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 2点のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の延長保育料と通常の保育料の違いについてということですが、まず、保育料でございます。これは、通常の保育時間に行われる保育に係る費用の一部を負担いただくものです。一方、延長保育につきましては、通常の保育時間以外の保育を提供した場合に費用を負担していただくものです。通常保育に係る保育料につきましては、所得に応じた応能負担となっておりますけれども、延長保育料につきましては、性格とすると、地方自治法に基づく公の施設の使用料としての位置づけがされておるため、一律の利用料として設定させていただいているところでございます。

それから2点目が第4項の関係でございますが、実際に公立の保育所でどのような費用を徴収しているのかというようなご質問でございますが、公立保育所4園のうち、指定管理者に運営をお願いしております比々多保育園を除く3園につきましては、まず、希望者に対して、かばん代として1回1340円、それから帽子代でございます、これは565円の負担をお願いしているところでございます。それから、各園とも3歳以上のお子さんの主食代といたしまして、月800円の負担をお願いしているものでございます。

以上でございます。（「了解です」の声あり）

○委員【山本一恵議員】 それでは、議案第50号についてです。

第14条なんですけれども、低所得者の場合の対処はどのようになるのでしょうか。考慮できるのでしょうか。その点、お聞かせください。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第14条の低所得者の場合の対処ということですが、まず、通常の保育料については、ご説明させてい

ただいたとおり、所得に応じた応能負担となっております。それから、一部減免規定も設けさせていただいているところでございます。それから、延長保育料につきましても、公の施設の使用料ということで、基本的には応能負担となっておりますが、例えば所得の著しい減少等があれば、減免の対象とさせていただくということもできます。それから、第4項の日用品等の実費徴収の部分でございますが、先ほどご説明させていただいたとおり、新たな制度で、低所得者に対しまして現物給付をなささいということが、市町村事業として位置づけられましたので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長【石川節治議員】 よろしいですか。（「はい」の声あり）

○委員【橋田夏枝議員】 では、議案第50号、伊勢原市保育所条例について質問いたします。

第7条、64ページです。保育の休日に関して質問いたします。現在、土曜日は開所日になっているものの、現状として、なるべく土曜日は保育園を利用せずに、祖父母等をお願いしていただきたいと、そういったお願いが園からあると聞いております。恐らく土曜日の人員確保が困難であるというのが理由だと思いますが、サービス業従事者がふえる土日の保育ニーズも高まる傾向にあります。皆さん夫婦どちらかが土日に休みをとる、あるいは祖父母に預けに行くなどして、工夫して乗り切っておりますが、子育て新制度に移行後、保育の開所日の見直し等の計画はございますでしょうか。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第7条の関係でございますけれども、土曜日のニーズが高まってくる、それについて対応はどうするのかというようなご質問かと思えます。

まず、土曜日につきましては、決して人員確保の問題から、できる限りご家庭でお子さんを見てくだささいということをお願いしているということではございませんで、あくまでも、ほとんどのご家庭が月曜日から金曜日まで、両親のうちどちらかが土曜日、日曜日がお休みという家庭が多いかと思えます。その中で、ご家庭で保育をしていただくということを基本にしておりますので、そういった意味から、土曜日、もしご両親のうちどちらかご家庭で見られるようであれば、ぜひ、保育園を利用ということではなくて、ご家庭で保育をお願いしますということをしているものでございます。

それから、新制度に当たりましても、例えば新制度の中で保育の標準時間認定というのがございます。11時間の保育を受けることができますよということで、一応制度上は担保されているんですけれども、その中でも、保護者が保育をするということを基本としておりますので、できるだけ保育園を利用する際には、必要な分だけ保育を利用してくださいということの基本姿勢は変わらないものでございます。ですので、現行では開所日数、開所時間等の変更は予定してございません。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 開所日の見直しの計画はないというご答弁でしたが、国民の祝日というのはふえる傾向にあります。ですが、実際の労働者の休日と申しますと、祝日に出勤という会社もかなり多いです。私の周りにもそういった方いらっしゃいますけれども、やはり有給をそこで消化するとか何とかして工夫している方が多いので、ぜひ、ふえる傾向にある祝日に対してもご検討いただければと思います。

次、第8条の「市長が必要と認めるときは、開所時間を変更することができる」について質問いたします。「市長が必要と認めるとき」とありますが、どういったときに開所時間を変更することが想定されますか。

以上です。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 第8条の「市長が必要と認めるとき」ということですが、特段これ、どういったケースということは想定しているものではございません。ただ、どうしても、ニーズに合わせながら、基本となる開所時間を延長するようなケースが出てきた場合には、第8条第2項の規定でもって、それぞれの園の開所時間を変更させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○委員【小林京子議員】 先ほど通常保育の間はということと、それ以外は延長保育とあったんですけれども、通常保育というのが、ここの認定時間ありますよね、その時間のことを通常保育と言うのか、それとも、今、現実的には午後6時とか午後6時半とかって、それ以降が延長保育となっていますよね。それが変わるのかどうか、まず、お聞きしたいと思います。

それから、これはこども園もこの時間帯は一緒ですよ。こども園も保育時間というのは、標準時間は午前7時半から午後6時半ということですので、延長はちょっと別にしても、保育園と同じように受け入れるということなので、ここを長時間の方が選んだ場合、保育の形態が見えないんですよ。例えば幼稚園の子も、1号認定の子もこのこども園に入るし、2号も3号もとなるのかしら、もあるわけで、いろんな時間帯の子がこのこども園に入所するわけですよ。そうすると、1号認定のお子さんは午後2時に帰る、短時間は午後4時半です、長時間はそれ以降になりますということで、保育がどういう形で、皆さん同じクラスになるのかとか、そういうのは、園で決めるのでしょうか。何かそこら辺が、保護者にとっては全然見えなくて、どのようなことが起きるのかというのがもう少しわかるように、時間だけ設定ですけれども、わかるようにする必要はあるんじゃないかなという。実際、私もよくわからない。視察に行ったところは、みんな一緒に、時間が来たら違う教室に移ってみたいな形で行われていたので、そういうのをイメージすれば、ちょっと子どもにとっては、先生も変わる、場所も変わるみたいなことで、余りよくないんじゃないかなと思うんです。

その2点について、まず、お聞きします。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】 まず、1点目のご質問でござい

ますが、本条例の第9条でございますが、第1号の保育短時間認定のお子さんについては、午前8時から午後4時半までの8時間の保育時間を設定させていただいております。第2号の標準時間認定につきましては、午前7時30分から午後6時30分までと、これを11時間の保育を標準の時間として設定させていただいております。つまり、通常保育にかかる保育時間というのは、それぞれ認定区分ごとに、公立の保育所でございますが、これは短時間であれば8時半から午後4時半までの設定というふうになっております。ですから、この時間を超えて保育を利用する場合には、それぞれ延長保育料がかかってくるというものでございます。これは、あくまでも公立のものでございます。

で、私立の保育所、それから認定こども園につきまして、これは、実はそれぞれ短時間認定のお子さんの保育時間と標準時間認定の保育時間というのは、それぞれ園ごとに決めていただくことになっております。ただ、なかなか園によって、特に短時間認定のお子さんの保育時間がばらばらになってしまうと、利用者にとってわかりにくいだろうということで、今、市内の私立の保育所では統一した保育時間を設定しようというようなことで調整が進んでいると聞いております。

それから、例えば8時間の保育が必要な短時間認定のお子さんですけれども、保護者の方の就労時間というのはやはり違ってきます。ですから、本当はお子さんそれぞれのご家庭に応じて、8時間というものを、始めと終わりを決めていけばいいんですけれども、なかなか保育士の配置であるとか、園の運営上、そういったことを一人一人決めるとするのは現実的には不可能でございますので、制度上、短時間の認定のお子さんの保育時間は、どこからどこまでを8時間としますかということ園ごとで決めていただいて、まずは基本の運営をしていただくという制度でございます。認定こども園も、基本的にはそれぞれの園で保育時間を決めていただくようになるんですけれども、実は認定こども園の場合は、伊勢原の場合4園が、これから幼稚園を母体としまして認定こども園に移っていくということで、1号、2号、3号のお子さんが混在してきます。その中で、3歳以上のお子さんにつきましては、1号認定のお子さんとは2号認定のお子さんをまぜて教育しなさいよということが言われているんですね、実を言うと。ですから、必然的に2号認定のお子さんは、教育時間の前後については、2号認定のお子さんだけ別の部屋になるかと思うんですけれども、これも園の事情で、受け入れの人数等にもよってきますと思いますが、2号認定のお子さんだけで保育が行われる。もちろん1号認定のお子さんにつきましては、現行の預かり保育というものをやっております。これも平成27年度以降は継続していきます。ですから、そういった預かり保育という形式で、幼稚園のほうで対応をしていく。ただ、この預かり保育というのは、あくまでも定期的な利用というイメージではなくて、保護者の方が、例えば月、水、金は少し帰るのが遅いので、預かり保育をお願いしますというような使い方が主になってこようかなと思います。ただ、2号認定のお子さんは、基本的には保護者の方が就労しているお子さんですので、週5日ないし週6日の利用を想定しているものだと。そこら辺が違うところかなと認識してお

ります。

以上でございます。

○委員【小林京子議員】　そうすると、園ごとに時間は決めるけれども、11時間と8時間は変わらないということで、大体この前後に動くということで。でも、前後に動いたとしても、結局、先ほどありましたように、働く形態はいろいろで、午前10時から働いて午後6時、午後4時とか午後5時とかという。この基準の中に入らない場合は延長になってしまうわけですね。そうすると、延長保育料がかかるということで、短時間の人は結局すごく使い勝手も悪いし、余り長時間と保育料変わらないけれども、延長料金は長時間の人よりも多くなるということがあられるわけなので、そういうのがちょっと、もう少し市民の方にも明らかにしていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。本当に短時間だから安いのかなというふうに、入ってくる収入も少ないわけですから、そこら辺選ぶのに、希望はするけれども、実際はちょっと使えないなということになってしまうんじゃないかなと思うので、ちょっと問題が多いかなと思います。混在するというところで、午後2時に帰る子どもとか、午後4時までいたり、午後6時過ぎまでいたりという、一緒のところでどんどんばらばらと減っていくという、そういう保育が果たしていいのかなというのも大変疑問に思うんですが、制度がそういう制度なので、伊勢原市ではどうにもできないことかなとは思いますが、やっぱり問題が多い制度かなと思います。改善はできないんですね、伊勢原市としては。こういう問題に対して。

○子ども子育て制度計画担当課長【大山剛】　今ご指摘いただいたとおり、各園で短時間の保育時間、それから標準時間の保育時間というのを決めていくという中で、実は保護者のほうからも、各幼稚園で、入園に先立ちまして説明会というものを開いておまして、その中で、やっぱり各ご家庭の就労時間が不規則な、例えばきょうは午前中の仕事で、あしたは午後の仕事だというようなシフト制の勤務をしていらっしゃる保護者の方の要望等は、幼稚園に寄せられていると聞いております。その中で、そうはいいながら、現実にお子さん一人一人に保育時間を合わせて、園が運営できるのかということになりますと、なかなかこれも難しい。その中で、認定こども園によっては、もうそこら辺はかなり大ざっぱに見て、厳密に10分幾らとか、そういうようなことではなくて、もう少し柔軟に対応できるような方法を考えているという園もございます。ただ、あくまでも最後は、認定こども園、保育所ともに保護者の方が選択していくということになりますので、当然そういう保育短時間認定のお子さんの保護者については、それぞれの園の保育時間というのが何時から何時なんだという設定によって、それも一つの選択肢の一つに入ってくるのかなと考えております。

で、これを、じゃ、改善するという事なんですけど、実態としてはなかなか園の運営上、難しい。ただ、どうしてもいろんな要望が、これから制度が始まった後で出てこようかと思っておりますので、そのときには、当然国、県も何らかの方策が必要になれば考えると思っておりますし、園、それから市についても、実態を見ながら、

場合によると、こういうところで何か別の手だてが講じられる可能性も当然あろうかなと考えております。

以上でございます。

○委員長【石川節治議員】 ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。質疑を終わります。

次に、本案に対する意見がありましたら、お願いいたします。

○委員【山本一恵議員】 それでは、議案第50号についての意見です。

本議案は、子ども・子育て支援法などの一部改正に伴う関連法の施行に伴う保育の実施基準及び保育に要する費用の徴収等において一部改正する条例です。変更の内容は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う内容が主であります。今回の改定で、同法による休日、開所時間、保育時間とともに、保育の基準などがより明確に本条例に反映されることとなります。子育て家庭を支援し、子育てしやすい伊勢原にさらにつくり上げていくためにも、本条例の一部改正は必要と考え、賛成といたします。

以上です。

○委員長【石川節治議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【石川節治議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案第41号、議案第42号、議案第49号、議案第50号の審査は終了いたしました。執行者の皆さん、ご苦労さまでした。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

議 題 議案第 48 号 伊勢原市心身障害者医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例について

結 果 可 決

○委員長【石川節治議員】 再開いたします。

ここで、保健福祉部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○保健福祉部長【坂間敦】 ただいま委員長から発言の許可をいただきましたので、報告を 1 件させていただきます。

12 月 3 日水曜日に開催されました市議会 12 月定例会の議案審議におきまして、資料をごらんいただければと思いますが、議案第 48 号、伊勢原市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての笠原議員からのご質疑の中で、2 点の質問につきましてお答えができませんでした。改めて、資料のとおりお答えを用意させていただきました。1 点目のご質問が重度障害者医療費助成を利用されている方のうち、更生医療を申請している方の人数、2 点目が更生医療受給者の所得階層についてでございます。資料のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

また、他の議員の方には文書ボックスへポスティングさせていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○委員長【石川節治議員】 次に、「議案第 48 号、伊勢原市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案につきましても、本会議の際、細部にわたって説明がされておりますので、直ちに質疑に入ります。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、議案第 48 号について、何点か質問させていただきます。

まず 1 点目、制度の安定的、継続的な運営を図るということで、所得制限や年齢制限を行うといったことになろうかと思っておりますけれども、所得制限の額はどのように設定したのか、お伺いしたいと思います。

2 点目、また、年齢制限で 65 歳以上に新規に手帳を取られた方を対象外とする理由をお聞かせ願いたいと思います。

まず、2 点お願いいたします。

○障害福祉課長【佐伯明】 それでは、2 点についてご回答いたします。

所得制限に関しまして、どのように設定をしたのかという質問でございます。所得制限につきましては、将来に向けた本制度の安定的な制度運営のために、県の制度との整合を図るといった目的を持っています。限度額につきましては、国

で定めました特別障害者手当を準用しています。扶養親族のいない単身の方で、給与収入で年収518万円、所得に換算しますと360万4000円という形で、県の制度と合わせております。本市におきましても、医療費の公平な負担と本事業の安定的、継続的な運営のために、ある程度このような所得制限といったものを導入する必要があると考えて提案しております。

それから、65歳以上の方、新規に手帳を取られた方を対象外とする、こちらの理由につきまして、将来に向けて、こちらについても、本制度の安定した制度運営のために、県の制度と整合を図るということは大きな目的であります。その理由といたしましては、1つ目には、一般的には障害がなければ、65歳になるまでおおむね財産形成が図られているというふうに考えられるという点、それから2点目として、65歳以上の方につきましては、加齢に伴う医療的な措置という点で、障害のない高齢者とのバランスを考慮する必要があるといった部分、それから3点目としまして、一定の障害のある方につきましては、本来75歳以上が対象である後期高齢者医療制度、それにつきまして、65歳から前倒しで対象とすることはでき、負担限度額、自己負担の限度額は1割になるといったような、そういった理由を含めまして、65歳というところを年齢制限として捉えております。

以上でございます。

○委員【山田昌紀議員】 ありがとうございます。

では、あと2点お伺いしたいと思います。現在でも市の財政状況、大変厳しいものであると認識しております。事業費を圧縮するといった行財政改革、これはもちろん必要なこととわかってはいますが、今回の改正のように、精神障害をお持ちの方を新たに対象とするなどの福祉増進といった施策とどのような整合性があるのか、お伺いしたいと思います。

もう1点、この制度に関する他市の状況を教えていただきたいと思います。

2点お願いします。

○保健福祉部長【坂間敦】 1点目については、私からご答弁申し上げます。

この制度につきましては、全額神奈川県負担ということで、昭和48年に開始されました。その間に県が補助率を2分の1にいたしまして、あるいは年齢制限、あるいは所得制限を導入していく中で、本市では経費を市の単独分として県の分を負担してまいりました。この間に障害者自立支援法が平成18年に施行されるなど、身体障害者あるいは知的障害、精神障害の3障害に対するサービスを一元化するという障害者に対するサービスも大きく変わってまいりました。この重度障害者医療費助成制度は、障害者自立支援法に基づくものではございませんけれども、重度の精神障害者の方に対しても、身体あるいは知的障害と同様なサービスを提供するために、制度の導入が必要と考えております。ただ、財政健全化を議論いたしました市政調査会におきましては、今後の医療費とか扶助費の増大は避けられないという見通しでございます。財政健全化計画では、市の単独扶助費も含む全ての事務事業を見直すということとしておりますが、今回、精神

障害者を制度の対象に加えるとともに、所得制限あるいは年齢制限を導入するといった一定程度の制約を加えることは、この制度を将来に向かって維持、継続していくためのものをございまして、伊勢原市の障害福祉施策全体にとっては、福祉の向上につながると判断しております。

以上です。

○障害福祉課長【佐伯明】 他市の状況であります。現在、神奈川県下19市の状況で、65歳以上の新規の手帳取得者を制度から適用除外している市が9市、それから、所得制限を導入しているのが4市、精神障害者の福祉手帳の1級を通院助成しているのが18市ございます。

以上です。（「了解です」の声あり）

○委員【山本一恵議員】 障害者団体から聴取した代表的な内容はどのようなものだったのか、教えてください。また、それに対してどのように対処したのでしょうか。お聞かせください。

○障害福祉課長【佐伯明】 障害者団体から、こちらの条例改正につきまして、このような形で行いたいということをご説明いたしました。身体障害の方、知的障害の方、精神障害の各団体、それから、障がい者とくらしを考える協議会に当事者部会というのがございます。そちらにご参加の当事者の方にもご説明をいたしました。その中で、やはり聴覚障害の方から、65歳以上で新規に手帳を取得された方を対象外とするのは、どういった理由なんですかとといったようなお話もいただきました。先ほど申し上げましたようなご説明をいたしまして、一応納得いただいているところがあります。それ以外に、特に年齢制限、所得制限といった話について反対というような意見はありませんで、逆にといたしますか、精神障害の方からは、1級の方を対象にする必要はないんじゃないかといったような、かえって医療費を補助すると、なかなか自分で治すようなことをしなくなるといったような、また、それも改めた意見で、参考にはなるんですけども、そういった当事者の方にはいろんな意見が確かにあるといったことが、このご説明の中でもわかったところではあります。一応そのような形で意見を伺っています。

以上です。

○委員【山本一恵議員】 じゃ、もう1つなんですけれども、今回の条例改正、一番問題なのは、年齢制限該当者を補助しないと。65歳以上。ということが非常にひっかかる部分なんですけれども、年齢制限該当者は補助なしではなく1割補助とすれば、国保の前倒しによる1割負担と抱き合わせて負担なしとなると思うんですけども、それができない理由は何でしょうか。

○障害福祉課長【佐伯明】 前倒しの1割負担、後期高齢者医療のお話だと思いますけれども、65歳以上から75歳未満で一定程度の障害状態にある方が後期高齢者医療へ移行したという場合に1割負担になるといった制度がございます。ただ、この後期高齢者医療に移行した場合、保険料を自身で支払わなければならない場合があって、負担増になる方も、その中にはいるということで、制度につきましては、本人の選択に基づいて、後期高齢者医療を使うのか、国保を使

うのかというところになっているといった状況であります。このような状況ですので、全員の方が後期高齢者医療、ある程度の障害を持った方が65歳以上で後期高齢者医療に移るといったことにはならないというところが1点ございます。

例えば1割分につきまして、自己負担分の1割分だけを補助制度の対象としたらどうかというお話ですけれども、なかなか自己負担分を丸々重度障害者医療の制度の対象とすることは、今、国保連合会ですとか支払基金ですとか、それから医療機関、そういったところの調整ができて、できるようにはなっておりますけれども、例えば自己負担分の一部の1割のところだけを対象とするような制度設計にいたしますと、どこでも、今のところはそういうのはやってないんですけれども、新たに医療機関の事務的な負担ですとか、国保連合会の事務的なシステム改修ですとか、何かいろいろなことが発生いたします。それで、不可能とは思えないと思うんですけれども、それを行うためには、全国的にといいますか、せめて神奈川県内とかいった大きなところで議論してやらなければなかなか、医師会もそうですけれども、簡単にできるような形ではないというのがあります。

以上です。

○委員【山本一恵議員】 ありがとうございます。

確かに伊勢原市独自だけでこういう方向にしようというのは難しい部分もあるのかなと思いますけれども、やはり何でよという、そういうような意見もこれから出てくるんじゃないかなと思うので、やっぱり不公平感というのが拭い切れなかなという部分もあります。一方で、今お話しのように、神奈川県なり国とさまざまな方向性というのも対応していかなければいけないという部分はわかるんですけれども、そういった意味で、できるだけ負担が少ない方法、それを考えていただければ、平等性になるのではないかという部分もあったので、お聞きいたしました。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、議案第48号について、1点質問いたします。

本市の精神障害者数は右肩上がりの傾向と言えますが、平成26年度の障害1級手帳交付数が、いただいた資料を拝見いたしますと、1級取得者が101名に対し、2級が420名、3級が113名と、2級、3級がほとんどを占めております。今回、精神障害者1級該当者にのみ新たに医療費助成を行うということで、2級、3級該当者から問い合わせ等や、また、障害の程度の見直しを求められるケースというのも十分想定されますが、どのように対応していくお考えでしょうか。

○障害福祉課長【佐伯明】 今回、精神障害者の方、1級の通院医療を対象とする。先ほどから申し上げますように、制度全体として、県の補助制度の整合を図るということで、1級の方対象という形になっています。さらに、精神障害者の方につきましては、障害者の自立支援医療の制度で通院医療の制度がございませう。そちらで、既に今、特に2級、3級の方につきましては、精神科の病院に通

院するに当たりましては、申請をしていただいて、通院医療の受給者証を取ること、医療費の1割負担で精神科の病院には通えることになっているというところもございます。1級という、ほかの身体障害、知的障害の方につきましても、この医療費につきましても、重度の方を対象とするといった医療費制度にしておりますので、精神障害の方に関しても、1級という重度の方に想定されているというご説明をさせていただくようになるかと思えます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 趣旨は理解しました。2級といたしましても、限りなく1級に近い2級の精神障害者というのも実際いると思うんですね。この区分というのに対して、中にやはり不服を申し立てる方もいらっしゃると思うんです。私は1級ではないかという市民の方もいらっしゃるのではないかということで、その辺の区分判定の部分とか、制度が変わることによって、新たに区分判定をしていただきたいとか、そういった要望というのは想定されていますでしょうか。

○障害福祉課長【佐伯明】 そうですね。やはり1級になれば重度障害者医療の対象になるということで、今まで特に申請をしてこられなかった方がふえるのではないかという予測はしております。2級の方で、さらに診断を受けて1級になれる方も多分いるかとは思いますが、それを想定した上で、精神の方の増額の分というのを想定して予算化していきたいと考えております。

以上です。

○委員【小林京子議員】 今回の条例の改正は、市の財政負担が大変になったからと。それは、県が、所得制限とか、65歳以上の年齢制限を設けて、その補助をなくしているということが大きな理由だと思うんですけども、神奈川県は、全国の中でも、65歳で年齢制限をするという都道府県はわずかだと思えますね。そこら辺は調査をしているのかどうか。本会議の答弁では一部の話でしたので、47都道府県ありますので、どんな状況なのか、お聞きしたいのが1点です。県下の状況は、19市のうち9市だけと。残りの10市は行っていないということですよね。単独でやっているということです。精神も、19市あるうち18市がやっているということは、伊勢原市だけ精神の人の医療費助成をしてこなかったと。県の補助があるにもかかわらず、してこなかったということだと思えます。そこら辺について、どのように認識されているのか。まず、全国の状況とあわせて、お考えをお聞きしたいと思います。

○障害福祉課長【佐伯明】 全国の状況でございますけれども、65歳以上の新規の取得の方を対象外にしている都道府県は、47都道府県中10ございます。東京都、神奈川県、青森県、静岡県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、香川県、高知県。調べたところ、こちらの県につきましては対象外にしている。それから、所得制限を実施している都道府県につきましては、41都道府県が所得制限をしていると調べております。

もう1点目につきましては、精神の1級が、結局、一番県内の市町村では最後という形になってしまいました。平成24年に精神障害者の1級を制度の対象と

するということで、神奈川県の方で制度改正をしてから、徐々に各市が、一遍にはないんですけれども、精神障害の方を対象とするようになっていきました。当然本市におきましても、精神障害者の方を早急に対象としたいということで、いろいろ担当のほうでも調査をしながら動いていた。あるいは精神の団体からも、早急に入れてくれというような要望もいただいております。その中で、なかなか導入ができなかったというのは、やはり財源の問題がございました。その部分を、精神の1級の方をふやすに当たりまして、どの部分の財源から出していくのかといったところを含めて、福祉の事業全体を精査して、その中で入れていくという方針のもと、現在に至ったということが実情ではあります。

以上です。

○委員【小林京子議員】 それは伊勢原市の考え方で、福祉の予算は福祉の予算の中でやりくりしろという伊勢原市の考えだということですよ。どこかを充実させれば、どこかが減っていくという、そういうことで、福祉全体は推進していかないということになってしまう、そういう伊勢原市政なのかなと思います。都道府県で年齢制限しているところ10ということですよけれども、私が調べた中では6県、静岡県は、反対に3級まで引き上げている、3級までやっているという、そこら辺もちょっと、私が調べたのとは違います。私は6県、しかも東京都は人工透析は、別の制度をつくって無料にしている。また、ある県では、所得制限じゃなくて、所得を見て、非課税世帯は無料にしている。そういうふうに、やはり65歳になると年金収入ということで、所得が減ってくるわけです。その所得の状況を見て、大変なところは無料にするという、そういう制度、その6県の中で設けているところがありました。そういうきめ細かいやり方が必要じゃないかなと思います。で、パブコメでも、65歳で、なぜ年齢制限をするのだという、そういう質問に対して、先ほども答弁ありましたけれども、65歳になるまでに財産形成が図られているだろうという推測をしていますけれども、実際はどのような調査をして、このように言って、それをもとに、年齢制限をしてもいいんだという結論を出したのか、その根拠を示していただきたいと思います。

2点目ですけれども、65歳以上の方は年齢的に、もう障害の方とまるで同じ。だから、そのバランスを考えて、65歳の方は医療費かかっても仕方ないんだというような答弁ですよ。そこはちょっと違うんじゃないかと。障害の重度障害の方と、普通に65歳以上で障害を持たないで暮らしている人は全然違いますよね。そこを一緒にしてしまうというのは、県がそういうふうに言っていますので、それをそのまま言っているのかと思います。伊勢原市としてこういう考えなのかなというのはちょっと問題じゃないかなと思いますので、その点の、どこが同じなのかということをもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

その2点と、財政が問題というならば、制度をもっと活用すべきだと思うんですよ。さっき山本委員のほうからも言われましたけれども、65歳から障害の方は後期高齢者医療制度に加入できて、3割負担が1割になります。今は医療費助成があるから、そういうふうに後期高齢のほうに行く方はほとんど少ないと思

ますけれども、これが伊勢原市が後期高齢者医療制度に加入するんだとすれば、65歳以上の方は加入されて、市の負担も減っていくわけです。3割が1割になるということは、かなりの事業費が減っていく。保険料の負担というのは、個々によって違いますけれども、多少多くなる人もいますし、減る人もいますから、それは個々の問題で、その人が選べばいいことであって、市の全体の事業費を考えるならば、65歳で切るのじゃなくて、まず、後期高齢者医療制度に加入するというのを条件にする。

そして、透析の方、まず、更生医療というのは、ほとんどの方、全員と言っていいと思います。じゃなければ、大変な金額になっちゃうわけですから、それが1万円になる。そこを補助しているわけですよ。ですから、それは全員してなきゃおかしいと思いますし、その前の特定疾病療養受療証、それは全員がしていると思うんですね。だけど、それ以外に、今言いました更生医療、それは所得が少ない方は1万円が5000円、あるいは2500円に下がるわけです。実際にしている方は、下がっているわけですよ。それが、198人いる透析の患者のうち、全部合わせて32人しかやっていない。これをきちっとしてもらえば、所得の多い人は1万円が変わりませんが、もっと下がっていく。市の事業費が下がるわけです。そういうことを、まずはやる必要があるんじゃないでしょうか。そういうふうに市が努力することが、事業費を減らすという行財政改革であって、市民に負担を求めるといっては違う方向ではないかと思いますが、それについてどのように考えるのか、お聞きしたいと思います。

○障害福祉課長【佐伯明】 65歳以上の方につきまして、どこが同じになるかといったようなご質問になろうかと思います。65歳以上の方につきまして導入した理由につきましては、先ほどお話ししたようなところがございまして、何度も申し上げるように、県の補助制度に合わせる、整合性をとるということは第1点にあるんですけれども、県の補助制度の中でも、その県の補助制度の中で検討された中におきましても、医療費の仕組みといったものを考慮しまして、65歳以上、高齢者の方の医療費の平等性といったところを争点としていた経緯があります。高齢者におきましては、加齢に伴う障害の状況におきましては、高齢者の中での医療費については公平に扱うべきであるといったような議論がありまして、その中で、65歳以上の方につきましては、障害があってもなくても、同じように負担をしていただくというところに落ち着いたものと伺っています。障害者の重度障害者医療の助成に関しましては、先天的に障害をお持ちの方、あるいは働いているうちに途中で障害をお持ちになった方、そういった方がこの制度を安定的、継続的に利用できるように維持していかなければいけないというのが大きな目的になろうかと思います。そういった意味で、65歳以上の方について若干対象外になってきたということもあろうかと思います。

それから、制度を活用すべきということで、当然、後期高齢者医療の制度、先ほど小林委員がおっしゃったように、使えるものであります。しかしながら、お話の中にもありましたように、人によっては保険料が上がってしまう。下がる方

もいらっしやる。扶養の中に入っている方が後期高齢になって、ご自分1人で保険者になりますので、その分、保険料が上がってしまう方もいらっしやるといったところで、後期高齢者医療制度は選択制ということになっていて、75歳前の方ですね、選択制ということになっていて、一定の障害があった場合も、どちらかを選んでもらえばいいという、そういう制度になっています。それですので、強制的に入ってもらおうといった形を、市の条例の中でとるということは、後期高齢者医療制度の趣旨に反するようなものになろうかというところだと思います。

あるいは更生医療、こちらにつきましてもお話がありました。こちらも、障害者総合支援法に基づきます自立支援医療の制度の一つとして更生医療という制度があります。障害者の方が障害を、手術とかすることによって、ある程度改善できるといったものにつきまして更生医療という制度があって、それを利用できると。心臓にペースメーカーを入れるとか、そういったものが該当になるんですけども、そういった医療費の制度がございます。人工透析もそうです。そちらにつきましても、もちろん申請の制度になっていますので、ご利用いただけるように、全ての方に説明はしております。そちらのほうを利用していただいて、医療費を削減していただくということは、もちろん本市としてもご説明はしております。なかなか全員の方が手続をするということには至っていないのは、確かに事実であります。重度障害者医療費制度というのがございますので、自己負担分が全てその重度障害者医療のほうで保障ができるといったことになりますと、なかなかその手続をしていただけない方もいらっしやるのは事実です。それにつきましては、窓口で我々も丁寧にご説明をさしあげて、申請をしていただくようにしているところですけども、今後もそちらのほうは続けていくということは必要だとは思っています。

以上です。

○委員【小林京子議員】 人工透析で、特定疾病の受療証の申請は全員がしているわけですよ。それと同じように、この更生医療のほうもしていただければ、事業費は下がることは間違いのないわけです。それは、人工透析、月何十万かかるか、ちょっと忘れちゃったんですけども、何十万が1万円になるということで、それは必ずやってもらおう。だけど1万が5000円になるというのに対しては、すごく対応が弱いんだと思うんですね。一緒にそれも申請をするということにすれば、全員が申請して、所得が違う人は、そこはあれでしょうけれども、下がる人もいっぱいいるということなので、それはできることですよ。幾ら申請制といたって、特定疾病のほうはできているわけですから、これも市の努力でできることだと思います。事業費下げることが必ずできるということだと思います。

後期高齢の医療制度も、本人が選ぶといっても、やっぱりその医療助成の対象者なわけですから、その助成の制度の中で、後期高齢者制度に、65歳になったら加入してくださいということは、市がそれはできることですよ。それを選ぶのはもちろん本人で、強制はできませんけれども、加入した方に助成をしますということ是可以できると思います。そのことによって、事業費は下げることができる

と。なぜ、やらないんですか。いろんな理由をつけなくても、この事業費が下がるということを考えれば、やるべきだと思います。一方では、65歳の方はそういうことはしないで、65歳になって取得した人は、もう医療費助成できませんよ、所得が少なくてもできませんよという、こういうことを今、やろうとしているんですよね。それならば、後期高齢者加入することを条件としたって、そのことによって対象が狭まるわけではないわけですから、ぜひそういうことは、まず、やるべきじゃないでしょうか。私はそうと思いますが。なぜやらないのでしょうか。

○障害福祉課長【佐伯明】　そうですね。後期高齢者医療、それから更生医療につきまして、更生医療につきましては障害福祉課が担当しておりますので、それにつきましては積極的に当然入っていただけるように促す。制度の周知も含めまして、そういったことはもちろん継続してやっていくということはやろうと思います。それから、後期高齢者につきましては保険年金課になりますけれども、こちらにつきましても、制度の周知、説明につきましては、障害をお持ちになって、65歳から前倒しで1割になるんだといったことは、既にやられているとは思いますが、今後ともそちらのほうにつきまして、市の事業費を減らすという小林委員のお話はもっともなお話でございますので、その努力は、市としては継続してやっていく必要があるというふうには考えています。

以上です。（「進行」の声あり）

○委員長【石川節治議員】　ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】　それでは、議案第48号について、創政会を代表して意見を述べさせていただきます。

心身障害者医療費助成制度は、心身障害者の保健向上と福祉増進を図ることを目的とし、医療保険の自己負担分を助成する制度であることは理解しております。神奈川県は、平成20年に県の要綱を変更し、医療窓口での一部負担金の導入と、65歳を超えて新たに障害者となった方の制度適用除外を各市町村に委譲されました。また、平成21年10月からは所得制限を追加実施するに至っています。そして、平成24年からは、精神障害者保健福祉手帳1級の該当者の通院医療を助成対象に加えました。本市では、県の補助制度変更に伴って対象外となった重度障害者になった年齢が65歳以上の方などを市単独で助成対象とするとともに、一部負担金も導入してはおりませんが、精神障害の方は助成対象外でした。また、平成18年の障害者自立支援法により、身体、知的、精神3障害が一元化されたにもかかわらず、身体、知的障害をお持ちの方だけ助成対象で、予算、決算審査のたびに、精神障害をお持ちの方は対象外ではおかしいと意見を述べてきた私にとっては、今回の条例改正は大いに評価すべきものであります。財政状況が大変厳しい本市において、医療費助成事業の安定的な運営と精神障害者施策の充実のために、神奈川県の制度に合わせ、所得制限や一部負担金導入はやむなしと考え

ます。よって、議案第48号に対し、採択すべきものいたします。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 現在、伊勢原市においては、障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者医療費助成制度を実施しております。しかしながら、高齢化が急速に進行する中、対象者の人数及び助成額の伸びは著しく、近い将来、制度の維持が難しくなることが懸念されております。本制度を安定的かつ継続的に維持していくためにも、県の基準に合わせて一部改正することはやむを得ないのではないかと考えます。一方で、精神障害1級に該当する方を助成対象に加えている部分に関しては、より対象の範囲が広がるわけであります。総合的に判断し、本条例の一部改正について賛成とさせていただきます。

○委員【山本一恵議員】 それでは、議案第48号について意見を述べさせていただきます。

今回の一部改正によりまして、精神障害者の等級1級が助成対象になった一方で、所得と年齢の2つの制限が加わることになりました。特に2つの制限は、福祉切り捨てではないかとの疑念が湧きます。しかし、65歳以上の場合、健常者も医療にかかる頻度が増してきます。同じ年齢で、先天的や、若いころから障害を持って生活してきた方のご苦労ははかり知れず、収入を思うように得ることができない場合もあり、資産形成もままならないこともあると考えます。一方で、65歳以上で新規に障害になる方や、一定の所得がある方については、年金収入を得ることや資産形成がなされていることが想定できるために、制限をかけることは納得できるものであります。加えて、各種団体からの意見聴取でも、2点の制限については異論がなかったことも、判断を後押しするものです。なお、今後の進展により、今回設定した制限についてふぐあいが生じた場合は、速やかに議会に報告することをお願いし、本条例の制定に賛成といたします。

以上です。

○委員長【石川節治議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【石川節治議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案第48号の審査は終了いたしました。

執行者の皆さん、大変ご苦労さまでした。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後0時18分 休憩

議 題 陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のため国に意見書提出を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【石川節治議員】 それでは、再開いたします。

次に「陳情第6号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のため国に意見書提出を求める陳情」についてを議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【国島正富議員】 「陳情第6号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のため国に意見書提出を求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

高齢社会到来により、医療、介護にかかわる各種課題が噴出。特に事業者におかれては、安定した人材の確保が大変困難となり、人材確保のため奔走されていることについて、多くの関係者から悲痛な叫びが聞かれておるといことは承知いたしております。政府は、今後さらに拡大することが予測される医療や介護の諸課題について、特に雇用面の環境改善や従事者の増加等により拡大する関連産業を新成長戦略として位置づけ、雇用の質の向上のために、多岐にわたる取り組みを推進しています。

厚生労働省は、看護師等の勤務環境等の現状、課題等について5本の柱を掲げ、検証してきました。1、就業状況、2、労働時間等、3、業務の効率性等、4、多様な働き方、5、キャリアの形成について取りまとめ、当面の対応について基本的な考えを示し、平成23年度事業より新たな取り組みがスタート。平成25年2月8日付で、医療分野、労働分野の縦割り行政により解決できなかった課題について、省庁の壁を超えた政策連携により、環境改善に向けた支援策を推進するための取り組み方針として具体策も示し、関連する法の整備も進められている。介護士等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針として、夜勤負担の軽減等、労働時間や勤務体制、給与水準等の改善、看護業務の改革、さらに福利厚生の実充等では、院内保育体制の整備、宿舎の整備、雇用管理体制の整備、看護師等の就業の促進に関する事項等、多岐にわたる環境整備に向けた取り組みも進んでいます。

医療や福祉は国家の最重要プロジェクトであり、国家財政運営上、最大の影響が及ぶ事業でもあるわけです。施設経営では、長期的展望に立った人口動態把握や就労者の年齢構成やサービスの質の確保に向けた取り組みも重要であり、ただ、若者の雇用拡大や一時的賃金アップによる人手不足の改善では、20年、30年後に向けた安定した施設経営に要する財政負担を保てなくなることも懸念されま

す。長期財政計画をもとにした人材の適正配置に向けた取り組みも、施設サービスを安定的に継続、維持する上では重要であり、就労者の生涯の生活を支える賃金体系等に基づく雇用層のバランス確保も重要と考えます。介護や医療現場の職員の勤続年数が、他産業と比較して大変短いために、平均給与を押し下げている大きな要因の一つとも言えます。職員の大幅増員だけで現状対応は図れるかもしれませんが、福祉や医療のサービス拡大が国家財政の破綻要因になってはなりません。

以上、述べましたが、安全、安心の医療、介護の実現に向けた取り組みには、将来の日本の少子高齢化社会と人口減、特に生産者世代の減少に伴う税収の減を何で補うのか、安心、安全な国家継続のためには、戦後日本が進めてきたゆがんだ平等政策や、労働における権利と義務等、国民の生涯にわたる福祉の維持、充実にに向けた議論のもとに、最適と思われる福祉施策への取り組みが何より重要であると考えます。福祉サービスは、人が人に対して行う事業です。同一労働同一賃金に一番適さない職種であることも十分に視野に入れた処遇の改善も、さらなる議論が必要と考えます。

国家戦略として位置づけた医療、介護等の産業特性に配慮し、多面的質の向上と、それに見合った賃金体系の改善等、さらなる国の取り組みを注視したいと考えます。今回の医療、介護に特化した夜勤改善と大幅増員を国に向け陳情することについては、反対とさせていただきます。

以上です。

○委員【山本一恵議員】 それでは、「陳情第6号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のため国に意見書提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

同趣旨の陳情では、平成24年、平成25年と不採択としております。

2013年度看護職員の労働実態調査では、依然として深刻な過重労働と健康悪化の実態があり、慢性疲労は74%、健康に不安60%、切迫流産は3人に1人となっており、夜勤労働をする看護師などの待遇、労働環境や労働条件の改善などは大変重要な問題と考えます。しかし、この問題については、陳情文書にもあるように、厚労省はこれまで看護師等の雇用の向上、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフなどの医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みの推進など、各機関で具体的な勤務環境改善を進めるための支援に予算化をしております。また、厚労省は、医療機関全体で雇用の質の向上に向けて取り組むことが重要であるとの認識のもと、医療分野の雇用の質向上プロジェクトチーム報告を取りまとめ、医療関係者と行政で共通認識を持ち、密接な政策連携を図った取り組みを推進していくことを掲げております。また、看護等に対する取り組みを医療スタッフ全体に拡大させ推進していることから、改めて国に対して要望する事項ではないと考えます。以上の理由から、不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 陳情第6号につきまして、私の意見を述べさせてい

たきます。

看護師などの夜勤労働をする方の待遇、労働環境や労働条件の改善などは大変重要な問題と考えますが、その理想を実現しようとするれば、診療報酬の上昇は避けられません。また、この陳情にある1週間当たり32時間以内ということについては、看護師不足の現状の中で、相当数の看護師が必要になってしまいます。また、勤務間隔12時間以上ということについても、法には規定されていないのであります。医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備することについてはもちろん異論はありませんが、基本的には病院は労働基準法にのっとった基準の範囲で工夫をすべきと考え、本陳情には反対とさせていただきます。

○委員【橋田夏枝議員】 私は、本陳情に不採択の立場から意見を述べます。

本陳情に記載されているように、医療分野の雇用の質を向上させ、医師、看護師、介護職員など医療、福祉労働者の深刻な人手不足を早急に解消することは、喫緊の課題であることに間違いはございません。しかし、陳情にあるように大幅増員すれば解決するという問題でもないと感じます。看護師の離職率の高さが人手不足につながっていると思いますが、なぜ高いかと考えたとき、結婚、出産、子育てによる離職の多さです。女性は、育児や家事と両立しながらの勤務、特に夜勤が難しかったり、育児休業後に復帰を考えても、数年現場から離れていることで、追いつかないまま離職に至るケースもあると考えられます。なので、単純に大幅増員すれば問題が解消するというのではなく、入院医療に頼る従来の医療制度そのものにメスを入れるべきです。我が国は、治療費用の高額化、人口の高齢化により医療費が年々増加し、国の財政を圧迫しています。よって、入院医療費の抑制に向けた医療制度改革の取り組みが本格化し、入院日数の短縮化が進んでいます。また、未病、予防医療といった予防医学に注目が集まっていることも事実です。各自治体が行っている健康施策の推進は、医療費抑制に効果が出ると期待されています。

さらに医療制度改革が推し進められることを求め、本陳情は不採択とさせていただきます。

○委員【小林京子議員】 「陳情第6号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のため国に意見書提出を求める陳情について」、賛成の意見を行います。

本陳情は、毎年神奈川県医療労働組合連合会より提出され、看護師などの働く現場の改善を訴えています。陳情の項目はごく当然の内容で、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とする労働環境の改善です。そのためには、医師、看護師、介護職員などの大幅な増員が必要です。これは、一施設の努力で片づけられることはありません。日本医療労働組合連合会などの現場の方々の運動の中で、厚生労働省からは、看護職員の雇用の質の向上のための取り組みについての通達が出され、日本看護協会からは、看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドラインが出されるなど、改善に向けた取り組みがつけられてきました。しかし、医労連が行ったアンケート調

査では、1年前と比べて改善は見られず、反対に悪化していることがわかりました。少ない職員配置のため、時間外労働が常態化し、中でも慢性疲労が74%、健康に不安が60%、切迫流産は3人に1人ということです。安心な医療は、国民誰もの願いです。医療現場で働く人が健康でなければ、実現することはできません。そのためにも、ガイドラインに見合った看護職員の配置が必要で、国の責任で大幅な看護職の増員が必要と考えます。

以上のことから、本陳情に賛成いたします。

○委員長【石川節治議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【石川節治議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第7号 介護従事者の処遇改善のために国に意見書提出を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【石川節治議員】 次に「陳情第7号、介護従事者の処遇改善のために国に意見書提出を求める陳情」についてを議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、「陳情第7号、介護従事者の処遇改善のために国に意見書提出を求める陳情」に対して、私の意見を述べさせていただきます。

介護従事者の処遇改善の取り組みとして、2009年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、2012年度介護報酬改定で介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることになりました。しかし、この加算制度については、経過的な取り扱いとして、2015年3月31日までの間とされ、次回の改定以降の加算制度の継続については、極めて不透明な状況であります。厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237万人から249万人の介護職員が必要となると推計し、そのためには、1年当たり6.8万人から7.7万人の増員が必要としています。介護労働者の平均賃金は、全労働者平均よりも9万円低い状況となっており、介護職員の低賃金状態が、異常に高い離職率の主な要因となっていると言えます。事実、ある施設では、介護サービスを提供できる施設はあっても介護職員が足りない。低賃金、重労働ということから、介護職員を募集しても集まらない。人材確保のために、アジア諸国へ奔走していると聞きます。超高齢化社会を迎えるに当たり、介護を担う介護職員の不足は深刻で、安全、安心の介護を実現するためには、介護職員の確保に向け、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。よって、陳情第7号は、採択すべきものであると考えています。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 陳情第7号につきまして、私の意見を述べさせていただきます。

高齢化の進展、福祉、介護ニーズの多様化などに伴い、介護従事者の人材育成、確保が喫緊の課題となっております。しかし、介護サービス事業所や介護福祉施設では、職員の労働条件が厳しく、賃金水準も低いなどの理由により職員の定着率が低く、人材確保は極めて困難になっているのが現状であります。高齢者など社会的弱者が安心して生活するためには、必要な福祉サービスがいつでも安定的に利用できることが重要であり、そのための人材確保は最重要課題であると考えます。現状のような厳しい労働環境のために、介護に携わる人材不足に陥れば、介護保険制度の根幹を揺るがす問題となりかねません。

よって、介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事ができるよう、また、安心して生活できるよう、本陳情に賛成させていただきます。

○委員【橋田夏枝議員】 陳情第7号について、私の意見を述べさせていただきます。

長らく介護は、主婦による家事労働の一環とみなされてきました。よって、介護は職業としての確立がおくれ、低賃金から抜け出せないまま今日に至っています。一方、女性の高学歴化、社会進出に伴い、介護を主婦にだけ任せることが困難となりました。女性の晩婚化、晩産化も進み、育児と親の介護が同時になる場合も多く、早急な社会的支援が求められます。近年、介護を学び、資格を取得する学生も増加していますが、離職率が高く、介護労働安定センターによると、介護職の離職率は17%であり、全産業平均の14.8%を大幅に上回っております。家族を養えないという理由で、男性職員が低賃金を理由に寿退職するケースも、現実としてあります。定着率を上げるためにも給与水準を引き上げることと、ワークライフバランスの確立、研修制度の拡充など、他産業並みにすることが重要であると言えます。財政状況が厳しい中ではございますが、本陳情に賛成とさせていただきます。

○委員【山本一恵議員】 「陳情第7号、介護従事者の処遇改善のために国に意見書提出を求める陳情」についての意見を述べます。

陳情文書にもあるとおり、介護職員の不足は、介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、安全、安心の介護を実現するためにも、介護職員の人員確保が必要であります。そのために、介護従事者の処遇改善は、国の責任で早急に進めていかなければならないと考えます。介護人材の確保については、介護職員の常勤労働者の平均賃金の水準は、産業計と比較して低い傾向にあり、介護職員の勤続年数は、産業計と比較して短い傾向にあります。介護保険制度施行以降の介護職員数の推移では、介護保険制度の施行後、要介護、要支援認定者数は増加しており、サービス量に伴う介護職員数も13年間で3倍に増加をしています。平成26年6月20日に成立した、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律では、サービスを担う人材の確保を図るため、「平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について、その財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」としております。超高齢社会を迎え、介護が必要とする高齢者は年々増加します。国の責任で介護職員の処遇改善を進めなければならないと考え、本陳情については賛成といたします。

○委員【小林京子議員】 陳情7号に対して、賛成の立場から意見を述べます。

介護労働者の不足により、伊勢原市でも、施設の整備はできていても、ベッドに空きがあっても、それに対応することができないという深刻な事態が起きています。その大きな原因が、低賃金、重労働という介護現場の実態にあります。それは、施設の努力で改善できることではありません。介護保険制度の仕組みの中

で介護職員の処遇改善を求めるには無理があり、介護職員の平均賃金は、全労働者の平均よりも9万円も低い状況となっています。介護の職員には専門性が求められ、現状のような離職率の高い状況は問題です。一刻も早く国の責任で賃金の引き上げ等、処遇改善が必要です。

以上のことから、本陳情に賛成いたします。

○委員長【石川節治議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【石川節治議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第9号 福祉労働者の処遇改善・人材確保について国へ意見書の提出を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【石川節治議員】 次に「陳情第9号、福祉労働者の処遇改善・人材確保について国へ意見書の提出を求める陳情」についてを議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付いたしてあります資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、「陳情第9号、福祉労働者の処遇改善・人材確保について国へ意見書の提出を求める陳情」に対して、私の意見を述べさせていただきます。

本陳情は、先ほどの陳情第7号とほぼ同内容であり、介護分野に関しては、先ほど意見を述べましたので、ここでは保育分野について意見を述べます。

介護職員処遇改善交付金などと同様、保育分野でも2013年から保育士等処遇改善臨時特例事業が実施されています。しかしながら、平成27年度スタートの子ども・子育て支援新制度では、保育士の処遇改善は、子ども1人当たりの保育単価である公定価格に反映されることとなるため、保育士等処遇改善臨時特例事業は、今年度をもって廃止となります。現時点では、どの程度の予算が確保され、公定価格の設定がどうなるのか不透明な状況となっております。待機児童の解消のため、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が課題となっております。低賃金、重労働である保育士は、勤続年数が、全産業平均11.9年に対し保育士は7.6年と短く、賃金も10万円以上低くなっています。政府の方針でも、就職期の若年層を中心とした国民各層から選択される職業となるよう、他の分野とも比較して適切な給与水準が確保されるなど、労働環境を整備する必要があるとしています。今後5年で7.4万人の保育士の確保が必要としていることから、陳情項目にある雇用形態、職種を問わず、利用料負担増を伴わず全額国庫負担で、抜本的、恒久的な賃金、処遇の引き上げを実施することを求める本陳情に対し、私は採択すべきものといたします。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 陳情第9号につきまして、私の意見を述べさせていただきます。

高齢化の進展に伴い介護ニーズが増大する中で、サービス提供を担う介護人材を確保することは重要な課題となってきております。しかしながら、介護職員につきましては、離職率が高い、人材確保が難しい等の状況にあり、これは介護職員の賃金が低い等の処遇の問題が一因であると考えられます。離職率を見ると、介護職員は全産業平均を上回る高水準にあり、また、有効求人倍率を見ると、産業計では1倍を下回り、人員過剰の状況である一方、介護職員では1倍を上回り、人員不足の状況が続いています。賃金を見ると、経験年数、平均年齢等の要素の

違いがあり、単純な比較はできませんが、介護職員の賃金水準は、産業全体と比較して低い傾向にあると考えております。

以上のことを勘案し、本陳情に関しては賛成とさせていただきます。

○委員【橋田夏枝議員】 陳情第9号について、私の意見を述べさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度に伴い、待機児童解消のため、今後全国的に保育所が増設される方向でいます。都市部を中心に待機児童問題は深刻ですが、その背景には、保育所の不足だけでなく、保育士不足もあるとされています。保育資格はあるものの働いていない潜在保育士は、全国に60万人ほどいるとされていますが、国は、現在、保育士確保のため再就職支援等に力を注いでいるところです。保育士という仕事にやりがいを感じているものの、給料の安さを理由に離職する方が後を絶ちません。こういった問題にしっかりと対応しないと、少子化問題は解消されないと思います。財源の問題もあり、すぐに実現することは難しいにしても、保育士、介護職員、福祉関係者に対して賃金、処遇の引き上げを求め、少しずつ改善していくべきだと思います。

よって、本陳情は賛成とさせていただきます。

○委員【山本一恵議員】 「陳情第9号、福祉労働者の処遇改善・人材確保について国へ意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べます。

この陳情は、2009年以降、政府が実施した介護職員処遇改善交付金及び福祉・介護人材の処遇改善事業助成金によりまして、介護・障害福祉労働者の賃金引き上げに一定の成果が見られたが、抜本的、継続的な処遇改善には至っておりません。保育分野など雇用形態、職種を問わず、全ての介護、障害福祉、保育労働者を対象に、全額国庫負担で賃金・処遇の改善を求めています。厚労省の賃金構造基本統計調査では、全産業の毎月の平均賃金は32万4000円で、福祉施設介護員、ホームヘルパーは21万8000円、保育士は21万3000円と約10万円の格差があります。今後ふえ続ける介護者、また、待機児童解消のための保育士など福祉労働者の人材確保、定着を図ることは重要と考えます。そのためには、賃金、労働条件、雇用などの処遇改善が必要です。平成27年度スタートの子ども・子育て支援新制度では、保育士の処遇改善は子ども1人当たりの保育単価である公定価格に反映されることになるため、平成26年度で廃止になります。新制度での財源は、消費税増税分の充当予定も現在不透明な状況と聞いています。伊勢原の未来を担う子どもたちのため、保育士の処遇改善はもちろん、全ての介護、障害福祉、保育労働者などの処遇改善を求め、本陳情に賛成いたします。

○委員【小林京子議員】 陳情第9号に賛成の立場から意見を述べます。

陳情第6号では医療の現場の処遇改善を求める陳情、陳情第7号は介護従事者の処遇改善を求める陳情、陳情第9号は、それに加え、障害福祉や保育労働者も対象とした処遇改善の陳情で、どれも現場で働く人たちの処遇改善を求めるもので、国の対応が求められる内容です。保育労働者は、子どもたちの命を守り、心

と体の成長、発達を促す仕事で、大変専門性が高い仕事です。しかし、その専門性に対し低過ぎる賃金で、その引き上げが必要と考えます。全ての福祉関係で働く人の賃金引き上げを求める本陳情に賛成をいたします。

○委員長【石川節治議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【石川節治議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【石川節治議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 2 時 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 26 年 12 月 8 日

教育福祉常任委員会
委員長 石川節治